

平成30年

# 建設委員会会議録

とき 平成30年12月10日

品川区議会

平成30年 品川区議会建設委員会

日 時 平成30年12月10日（月） 午前10時00分～午後2時31分  
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 松永 よしひろ 君  
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君  
委員 あくつ 広王 君 委員 安藤 たい作 君  
委員 筒井 ようすけ 君

出席説明員 中村都市環境部長 鈴木都市計画課長  
森住宅課長 高梨木密整備推進課長  
稲田都市開発課長 東野まちづくり立体化担当課長  
長尾建築課長 小林環境課長  
工藤品川区清掃事務所長 藤田防災まちづくり部長  
曾田災害対策担当部長 今井土木管理課長  
兼危機管理担当部長  
古郡交通安全担当課長 多並道路課長  
兼用地担当課長  
溝口公園課長 持田河川下水道課長  
古巻防災課長 富澤災害対策担当課長

○午前10時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、総務委員会の議案審査のため、河川下水道課長が11時ごろまで離席されますので、あらかじめご了承ください。

本日は、今のところ6名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

あわせて、本日、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、自民党・子ども未来。

○大沢委員

自民党・子ども未来は、通常どおり冒頭のみで。

○たけうち委員長

冒頭のみ。はい。

○あくつ委員

通常どおり、頭撮りをお願いいたします。

○安藤委員

審査中も自由に撮っていただいて構わないと思います。

○松永副委員長

通例どおり、冒頭のみをお願いいたします。

○筒井委員

私も、通例どおり冒頭でお願いします。

○たけうち委員長

それでは、撮影につきましては冒頭のみ許可ということで行いたいと思います。それでは議題に入る前のみ写真撮影は認めるということにしたいと思います。撮影につきましては自席から、委員席側に向かったアングルで撮影していただきますようお願いいたします。それでは、撮影してください。

よろしいですか。それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくをお願いいたします。

---

1 請願・陳情調査

(1) 平成30年請願第17号 区が羽田空港増便による新低空飛行ルート撤回を国に強く要請することに関する請願

(2) 平成30年請願第18号 区が羽田空港増便による新低空飛行ルート計画のアンケート調査をすること、区独自の教室型説明会を開催することに関する請願

(6) 平成30年陳情第12号 区長が、羽田空港増便による新飛行ルートについて、国に対し見直しを求める交渉をすることに関する陳情

(7) 平成30年陳情第13号 羽田空港新ルート見直しと説明会開催に関する陳情

○たけうち委員長

それでは、予定表1の請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)平成30年請願第17号 区が羽田空港増便による新低空飛行ルート撤回を国に強く要請することに関する請願、(2)平成30年請願第18号 区が羽田空港増便による新低空飛行ルート計画のアンケート調査をすること、区独自の教室型説明会を開催することに関する請願、(6)平成30年陳情第12号 区長が、羽田空港増便による新飛行ルートについて、国に対し見直しを求める交渉をすることに関する陳情、(7)平成30年陳情第13号 羽田空港新ルート見直しと説明会開催に関する陳情を一括議題に供し、採決はそれぞれ行います。

平成30年請願第18号については、初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

#### ○たけうち委員長

朗読が終わりました。

それでは、本請願・陳情に関しまして、理事者よりご説明願います。

#### ○鈴木都市計画課長

それでは、私から、平成30年請願第17号、請願第18号および平成30年陳情第12号、陳情第13号に関連しまして、羽田新飛行ルート案に関する国の取り組み等についてご説明いたします。

資料のほうご覧ください。

まず、区と国の面談についてでございます。区は、これまでも教室型説明会の実施など、国に強く求めてまいりましたが、一向に実現しない状況にありました。こうした状況を改めてしっかり国に伝えたいという強い思いのもと、急遽でございますが、区と国との面談を行ったものでございます。実施は平成30年11月22日、記載の時間に国土交通省にて行われてございます。区からは区長、国は航空局長、また、同席者は記載のとおりでございます。

次に、区から行った要望事項についてでございますが、教室型説明会や常設型展示による情報発信など、さまざまな手法による丁寧な区民周知の早期実施について、また、着陸飛行高度のさらなる引き上げなど、騒音影響の低減に向けた対応について、そして事業計画への位置づけが義務づけられた落下物対策基準について、その実効性の担保について、そしてゴーアラウンドの発生時など、定期ルートを外れた場合での適時的確な区への情報提供について要望を、口頭にて行ったものでございます。これに対し国からは、区内での地域ごとの説明会の実施や落下物対策について、航空機体の抜き打ち検査の充実など、しっかり検討、準備し、実施していくとする回答がその場でございました。

次に、資料裏面をご覧ください。

こうした要望を受け、区内で初めて新飛行ルート案について、国により教室型説明会が実施されることとなりました。まず、大井第一地域センター管内の方を対象に、平成30年12月20日夜19時から、南大井文化センターでの開催を予定してございます。また、その後年明けでございますが、順次記載の地域センター管内の方を対象に、記載の日時、会場にて実施される予定でございます。

続きまして周知の方法についてでございますが、広報しながら、区ホームページ、町会・自治会回覧にて行ってまいります。

この教室型説明会の実施につきましては、記載の地域以外においてもその後順次実施されるよう、現在国と協議、調整中でございます。

請願・陳情に関連した事項についてのご説明は以上でございます。

#### ○たけうち委員長

説明が終わりました。

それでは、本請願・陳情に関しまして、ご質疑、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

まず資料について幾つかお伺いしたいのですが、この表面のほうですが、私は11月16日の決算特別委員会の総括質疑で、区長は国に面談に行かないのかと聞きました。このときは面談の話は、予定も含めてなかったということなのですが、この面談というものはいつ決まったのか、どのような経緯で決まったのか伺いたいということが1つです。

それと今回、再三再四議会でも指摘しましたが、今回の面談の記録というものは公文書で残したのかどうか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

面談の決定日時についてでございますが、担当者レベルでは、区のほうでぜひ国のほうにお伺いして、要望等を行いたいというところの調整はしてまいりました。ただ、なかなか、年末ということもあって、国の面談をしていただける方々の日程調整等で時間がかかっておりました。いつ、どのタイミングで決定ということは、ちょっと日時的なところはあれですが、11月16日の決算特別委員会でご質問をいただいたときは、その辺の詳細がまだ当然決まっていなかったということで、その旨回答したわけでございますが、その後、担当者レベルで調整していたところが決定し、11月22日に実施されたというところでございます。

それから、今回の面談内容の記録でございますが、区としては同席した者がその場のやりとりについて議事をとっているということでございます。

#### ○安藤委員

今回この資料というものはその要旨ということになるのかと思うのですが、記録を残したということで今お話があったと思うのですが、ぜひそれも率直に提示していただきたい。この委員会資料とかなり違う内容なのか、その辺を少しお伺いしたいということが1つあります。ぜひ資料としても提示していただきたいということが1つあります。

それとあわせて、この内容を見ると、区が何を伝えたのかというところで、計画に対して区民の理解が現時点で十分ではないということは議会でも一致している認識だし、区も答弁しているところなのですが、この区民の理解が計画に対してないということと、また多くの反対意見があるということ伝えていないということは、なぜなのかと思います。伺いたいと思います。本会議での、おくの区議の一般質問で、区は区民の立場に立って地域の声をしっかり届けるというような答弁があったかと思うのですが、しっかり届けていないのではないかと思うのですが伺います。

#### ○鈴木都市計画課長

まず議事録についてでございますが、まさに本委員会のほうでお示した、この区からの要望内容、国の回答というところが、今回の議事録の内容ということでございまして、基本的にはお互い資料を持ってのやりとりではなく、口頭でのやりとりという中での議事録が、今回委員会のほうで示させていただいた内容でございます。

それから、区民理解、あるいは今委員からいただいた反対の声があるというところにつきましては、これは区のほうでも教室型説明会、こうした実施が区民の方からも非常に声として大きいというところ、あるいは区民の意見もさまざまございますというところは、その一連の流れの中でやりとりとして出たというところでございます。

## ○安藤委員

教室型説明会は今回改めて強く言ったということは、それは大事なことだと思いますけれども、区民意見がさまざまあるとおっしゃるのですが、多くの反対意見、これを届けたい、届けていないということとはなぜなのか、区民の中に多くの反対意見があるとは認めないということなのですか。ないものを伝えるわけにはいかないと、そういう立場なのでしょうか。伺いたいと思います。

## ○鈴木都市計画課長

決して反対意見があるということを伝えないということではございません。やはり非常に声として大きい教室型説明会をしっかりとやっていただいて、国の方が直接区に来ていただいて、品川区民に向けてこの計画案を説明していただいて、その場で区民の声をしっかりと聞いていただきたいというところでやりとりをさせていただいたというところでございまして、これはその場、以前の担当者レベルの話でも、やはり理解の度合い、わからないという声を含めて、国のほうにはしっかりと届けているというところでございます。

## ○安藤委員

何というのでしょうか、単なるメッセンジャーになっているといたしますか、区の考えはない、示さない。だから結果的に国がやっていることを、目の前で大変なことが起こっているにもかかわらず見過ごしている、容認しているということになってしまっているのだと思うのです。ですから私は、そうした国に説明させて国にその場で見きわめてもらおうというのではなくて、しっかりと区が、この請願にもあるように、区民にどのような意見があるのかということを中心にまずしっかり把握していただいた上で、そうした区の考えを持って国にもものを伝えていかなければ、一体何のための地方自治体なのだと思うざるを得ません。

もう少し内容なのですが、資料に書かれている、この伝えた内容で、ここでも着陸飛行高度のさらなる引き上げなど、環境影響の低減に向けた対応というものをお伝えしているようなのですが、これはご存じだと思いますけれども、着陸機というものは3度という角度でおりてくることが決まっています、着陸寸前の品川区では、こういったものを求めても不可能なのです。この前総括でも紹介しましたけれども、例の「羽田空港のこれから」という冊子で59ページ、最新のバージョン4.1の59ページに書いていますが、読み上げます。「着陸する直前となる区間では、安全かつ安定的に着陸するために定められた角度で降下する必要があります。提案している経路の3,000ft以下の区間では高度を引き上げようとする急降下となってしまうため、引き上げができません」と書いています。なぜ平気でこのような提案ができるのかと私は思うのです。区民が心配しているこの問題について、余りに不勉強なのではないかと。少し不誠実ではないかと私は思わざるを得ません。伺いますけれども、この冊子のこの箇所というものを区は読んだことがないのですかということ伺いたいということが1つです。

それともう一つ、「事業計画への位置づけが義務付けられた落下物対策基準についてその実効性の担保を示されたい」と要望されておりますけれども、この落下物対策基準の実効性というものが担保された場合、落下物はゼロになるのかということもあわせてお伺いします。

## ○鈴木都市計画課長

その冊子に記載されていることは、当然ながら承知してございます。平成28年になりますが、環境影響に配慮した取り組みの中で、これも騒音環境の低減に向けた取り組みをそれまで区が再三再四要望してきた中で、これは進入角度というよりも着陸飛行位置をさらに伸ばして高度が上がったという実績

というか、国の対応がございます。やはり3度というものは当然承知しておりますが、一方では高度が上がると騒音影響が下がるということは周知の事実でございまして、これでもう諦めて何も言わないということではなくて、実際ちょっと調べた限りでございまして、海外のほうでは3度を超える角度で侵入してきているという事例もあるようでございまして。これは特に管制技術にかかわってくるのだと思いますが、これを何も言わずに、国のほうが管制技術を今後そのまま進展もなく進むようなことがないように、やはり区としてはその辺はしっかり検討、あるいは対応を引き続きやっていただきたいということで要求しているところでございまして。

落下物に対する基準を国のほうが打ち出しまして、これに対する担保性について、示された場合ゼロになるかということでございまして、これは我々がこれをもってゼロになりますと答えられる立場にございませぬけれども、やはり国のほうはこうした取り組みを進めて、落下物ゼロを目指すという形で取り組んでいるということで承知しているものでございまして。

#### ○安藤委員

諦めて何も言わないということではなく、海外では3度も超えてというところもあるし、いろいろな可能性を模索してもらいたいということを伝えるのが区の立場なのだというお話ですけれども、何というか、そこまで言うのだったらやはりこのルート飛ばさないというのですか、何でこの上を飛ばすことに対して何も言わないのか。そこを何も言わないのに、何というか、角度がどうか、さらに引き上げ、着陸高度をさらに上げてほしいとか、何というのでしょうか、そのようなことをいくら求めても、すぐ区民的には説得力がないといえますか、本当に求めてほしいことを求めない、しかも区が求めればこの計画が取りやめになることだってあるわけです。それを、可能性があるにもかかわらず、その可能性にはあえて目をつぶり、そして求めていくのはこういった対策ということは、非常に、何というのでしょうか、区の責任を果たしていないと私は思います。

それと落下物対策も、やはりゼロになるとは言えない。ゼロになると言える立場にない。ゼロになるかどうかは、ゼロにすべきだとはおっしゃいますけれども、この対策によって実効性も担保されたことによって、落下物はゼロになるということとは言えないということなのです。この密集市街地ルートでは落下物は即重大事故につながります。これはもう海上ルートの堅持しかないということなのです。ですから、落下物対策の実効性ということを求めるのであれば、同時にこの密集市街地の上を飛ばすことをやめてくださいということが最大の落下物対策ですから、それを求めていただきたいのですけれども、落下物との関係でいかがですか。それが最大の落下物対策ではないのですかと伺います。一旦ここで終わります。

#### ○鈴木都市計画課長

区のほうとしては、これまでお話ししてきたとおり、落下物対策については少しでもゼロに近づけるというところの中で、国に再三再四求めてきたところでございまして、そうした取り組みをさらに実効性あるものとしていけるように、引き続き国のほうに交渉していきたいというところでございまして。

#### ○たけうち委員長

よろしいですか。とりあえず。ほかにご質疑ありますか。

#### ○筒井委員

まず確認として伺いたいのですが、今回この羽田新飛行ルートが実現してしまいますと、天王洲公園の上空も通過すると。天王洲公園、ご承知のとおりブラインドサッカーの国際大会などもやられていますし、また来年も開催すると聞いておりますけれども、もしこうしたルート案が実現してしまっ

たら、当然ブラインドサッカー、この天王洲公園で開催できなくなってしまうということ、これはまず一例なのですけれども、また、障害者の方、特に視覚障害者の方などに多大なる影響がある。また、品川区は水辺観光を進めておりますけれども、そうした水辺観光を楽しんでいるときに、むき出しの状況で飛行機の騒音が及んでくる。観光にも重大な支障がある。また大井競馬場の近くも通り、本当にそのレースにも影響が出るかもしれない。また、五反田、大崎、大井町、巨大な品川区を代表するターミナル駅の真上を通ることになる。そしてまた、最近ある雑誌でも取り上げられましたけれども、不動産評価の下落ということがまた特集されてしまいました。

こうした、当然品川区の職員の皆さんも含めて、さまざまマイナス要因が考えられるのですけれども、そうした状況というものをまず国はしっかり認識されているのでしょうかということをお聞きしたいのですけれども。国がこの品川区に及ぶマイナスの状況を知っているか、知らないかということとはまず非常に重要でして、国がこのような状況を知っていて、それでもあえて通そうとしているのか、そういったことを確認したいので、その国の、区のマイナスの状況についての認識はあるのかということをお聞きします。

#### ○鈴木都市計画課長

天王洲公園でのブラインドサッカー、あるいは観光面、それから視覚障害者の方、それから住宅の土地の評価の下落、それから大井競馬場の話もいただきました。当然国のほうでは、大井競馬場の上空を飛ぶというところについては、これ直接確認をしてはございませんが、当然ながら音が出ないわけではございませんので、そうしたやりとりは大井競馬場のほうとはしているということは聞いてはございます。何も区内の状況を1つも把握していないということではないと思いますし、ただ、先ほどおっしゃっていただいた土地の評価、これにつきましては国のほうからも伊丹や福岡の事例も挙げて、その直接的な因果関係は示されていないというところのお話があったところでございます。そうした意味で、全く国が区内の状況を何も把握していないということでは決してないというところは、日々の打ち合わせ、あるいはやりとりの中では実感しているところでございます。

#### ○筒井委員

品川区にとってマイナスな状況があるとわかっているけれども、やはり国としてはこの羽田新飛行ルート案、どうしてもやりたいというお立場なのでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

市街地の上空を飛ぶと、そこには騒音影響が出るわけでございます。これは事実だと思います。今、そのようなことも含めて国は実施するのかというところでございますが、これは品川区以外でも、ほかの区でも上空を飛ぶわけございまして、そうした国のほうの説明は、やはり海外とのつながり、インバウンドを増やして海外とのつながりを強化して、それを地方にも広げていくというところを理由に進めたいというところございまして、それでも進めるのかというお話をいただきましたが、国のほうは計画案として今出しているというところを見れば、この計画を進めていきたいというのが国のスタンスだということだと思います。

#### ○筒井委員

それは国は確かにそのようなお考えだということはわかりましたけれども、一方で都心上空、品川区の場合、品川区にとって先ほどお話ししたマイナスの状況というか、影響もあると。また、ずっと申していますけれども、ほかの地方空港、茨城空港や、また新しい滑走路の実現など、そういったことも考えとしてはあり得なくはないと思うのですが、やはり影響が大きいからとか、住民の反対が大きいから



とか、代替案も考えられるからほかの案もあり得ますねということは国は一言も一切発しなくて、まさにこの新ルート案だけというふうなお考えだったのでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

この羽田空港の機能強化、あるいはその案としての新飛行ルート案、これ示される過程においては、国のほうでも審議会といいますか、会を立ち上げて空港関係者、あるいはいろいろな方を集めていろいろ議論した中で、今現在この案が示されているところでございます。その過程の中では、例えば羽田空港を活用する方策、あるいは今お示しいただきましたが、首都圏のほかの空港を活用する方策についても議論がなされてございます。そうした中で、ほかの空港を活用する考え方についても、これまで行ってきたフェーズの説明会の中で、あるいは資料の中で示されておりますが、そうしたさまざまな議論が行われてきた中で今の案が示されているというところでございますので、国としては、今この計画案で進めたいというところであろうと思います。

#### ○筒井委員

国としてはそういったお考えなのでしょうけれども、今後説明会、特に教室型の説明会などでさまざまな区民のお声があると思います。やはり反対の声がかなり出てくると思うのですけれども、また、そうしたお声と、加えて議論されたかもしれないませんが、ほかの首都圏の空港を使っていくとか、また5番目の滑走路を新設するとか、そういった考えも出ておりますので、品川区としてはやはり最後まで、今後の説明会の状況などを踏まえて、わずかでも可能性が、国が取りやめる可能性というものが残されているようでしたら、区としてもやはり国にそれをぜひお伝えしていただきたいと思いますと考えております。

それは要望で終わりますけれども、今回の、まず区長面談について、品川区としてまず常設型展示による情報発信というものを要望しているわけですが、まずこれについて国は何も回答されていないのですけれども、この常設型展示について国はどうお考えなのでしょう。

#### ○鈴木都市計画課長

区の要望として、今ご紹介いただきました資料にもありますように、教室型説明会、常設型展示というところはしっかりお伝えをして、やりとりの中で地域ごとの説明会という発言は国のほうからあったものでございます。ただ、区の捉え方としては、この22日を迎えるまでの担当者レベルの打ち合わせの中では、常設型展示の設置についても、今会場を区のほうでも探していますし、国のほうでも探しているというところもかんがみますと、区としてはしっかり受けとめていただいて、今対応に向けて検討いただいているという理解、受けとめ方でございます。

#### ○筒井委員

では、担当者レベルでそのようなお話は進められているので、将来的には、いつかの段階では実施、実現に向かっているということによろしいでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

この面談の中で、国のほうで具体的な常設型展示という言葉は出ませんでしたが、受けとめ方としては、これをぜひ実施していただくように、しっかり区のほうでも協議をさせていただいているというところでございます。

#### ○筒井委員

あと国の立場ですと、この新飛行ルート案をやっていくというスタンスだということはもう確認されましたけれども、私としてはもちろんやめてほしいのですが、実現してしまった際の、やはり品川区としては区民に対する悪影響というものを最小限に食い止めなければいけないと考えております。その点、

やはり区民の声で多いのは、最低限の防音措置というものをやってほしいと。特に学校施設や医療関係の施設だけではなくて、一般住宅まで防音措置というものをぜひやってほしいというお声が多いのですが、その点、品川区としてはお伝えはしているのかということと、お伝えしているのだとしたら、国はどのようなお考えなのか、それをお知らせください。

#### ○鈴木都市計画課長

学校や保育園、そういった施設への対処、防音工事助成の対象拡大につきましては、これもかねてから区のほうで再三求めてきたことに対して、国のほうは法律を、施行令を改正して、その対象を広げたというところが1つ事実としてございます。今、区内でそのようにして拡大していただいた中で、どういった施設が対象になるのでしょうかというところは、区のほうで国に情報を求めているところでございます。国のほうでは、今その施設について精査をして、近々お知らせしたいというところまでの話はいただいているところでございます。

それから住宅への防音工事助成につきましては、これ防音助成につきましては、この新飛行ルート計画案が出される以前から、これは日本全国でもう防音工事助成というものは行われていまして、そういう意味では、この新飛行ルート案がもし実施された場合、住宅の場合、L d e nの基準を超えれば対象になるというところでございますが、その辺は新飛行ルート案を飛んだ場合の騒音を想定して、都内にはそういった対象になるようなエリアは出ないというところで聞いているところでございます。

#### ○筒井委員

従前の法律でしたらそうなると思うのですがけれども、やはりこの羽田新飛行ルートは品川区が一番大きな悪影響が出るところでありまして、また実際法律上の数値の基準ではなくて、体感的に非常に不快感をもたらすような騒音に対して、人体に本当に悪影響を及ぼすと思うのですが、ぜひ一番騒音被害がもたらされるこの羽田新飛行ルート、特に直下の地域については、これは最低限一般住宅にも防音工事助成をするべきだと思うのですがいかがでしょうか。これはもう、やはり従前の法律というよりは、特例措置などといったことをぜひ設けていただけてやってほしいのですが、その点ぜひお伝えをお願いしたいのですが。

#### ○鈴木都市計画課長

従前の法律の中でというお話を差し上げましたが、従前の法律を当てはめて、それで新ルート案で上空を飛んだ場合でこれに当てはめて、先ほどちょっと数字をお示しできませんでしたが、住宅であればL d e n 6 2デシベル以上というところが対象になるわけでございます。そうした地域が品川区内では住宅地のほうには発生しないというところで、国のほうからは聞いているというところでございます。

#### ○筒井委員

まず、その従前の法律というものは、なぜその基準値を設定したのかということはおわかりでしょうか。恐らく余り広げ過ぎると、莫大な費用がかかってくるとか、そういった理由だろうと思うのですが、わかれば教えてください。

#### ○鈴木都市計画課長

これはもともとある環境基本法の中に、住居系の場合やその他の場合というところでいろいろ定めがありますので、そうした基準ののっとしてこの数値は定められているというものでございます。その対象が広がるから、その数字を上げる、下げるという形で設定されているものではございません。

#### ○筒井委員

学校の施設や医療施設はやってくださるということなのですか。それは法律の例外としてやってくれるということですか。

#### ○鈴木都市計画課長

学校などといった施設については、今回示されているのが午後3時から7時、おおむねその中の3時間というところをごさいます、その時間を区切った中での法改正が行われておりまして、その中でもとともは24時間の中で均す形で騒音を測定していたものが、時間を限定する形でより多くの施設が対象となるというようには国から聞いてございます。そうした意味では、公共施設、不特定多数の方が利用するもの、これ施設の用途は施行令で決められてございますが、対象が広がったというものでございます。

#### ○たけうち委員長

筒井委員、まとめてください。

#### ○筒井委員

だからそれを例外として国が認めたということなのですね。やはり教育や子育て、そういった点で悪影響があるから、医療もそうですね。医療もその時間帯だと悪影響があるからということなのでしょうけれども、在宅で子育てされている方や在宅で教育されている方、在宅で介護などをやられている方もおりますので、それはその施設に限定せず、一般住宅でも行われていることなので、その医療施設や教育施設で例外を認めているのでしたら、一般住宅のほうもぜひ認める方向で、品川区としてはそれを積極的に議論していただきたいのですけれども。これはもう品川区は一番最悪な被害を受けるところですから、それは、その程度は認めていただかないと、区民にとってもマイナスしかないと思いますので、品川区としても区民の安心・安全を最優先というのでしたら、ぜひともそこは一般住宅の防音措置もやっていただきたいのですけれども、その点を改めてよろしくお願いします。いかがお考えでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

住宅の場合は先ほどご説明したL d e n 6 2 デシベルでございますが、その他の施設についてはL d e n 5 7 デシベルと。この57という数字は変わってございません。基本的にその時間を限定して対象を広げたというところでございます。

あと自宅で子育てをされている方、あるいは在宅で介護をされている方というお話もいただきましたが、対象となる施設が増えたということとともに、法改正のほうでは、児童福祉法の中の家庭的保育事業というところの分類をさらに細かいところまで対象を広げてきたというところが、国の取り組みとしてございます。

#### ○たけうち委員長

住宅について、区からそのような要望をしてもらえるのかどうかということを知っているの、そこについて。

#### ○鈴木都市計画課長

失礼いたしました。住宅についてはこれまでも求めてまいりましたが、なかなか時間帯での対象を拡大するという、これは先ほどご説明した3時から7時まで、これを対象にしますよといった場合に、対象になるかどうかの審査をするに当たっては、例えば午前中だけでその保育園がもう終わってしまつて、午後が全くその活動がないような場合は、これは当然対象にならないというところは聞いてございます。そうした意味で、住宅をこれに当てはめていきますと、なかなかその住宅を時間を区切って広げ

ていくということは難しいということでございまして、なかなか区のほうとしては、時間を区切ってというよりも、当初から住宅についてもという話をしてございますが、これはなかなか厳しいというところは聞いているところでございます。

#### ○筒井委員

それを24時間で時間をならすという考えは、ぜひ国のほうに改めていただいて、今課長おっしゃられたように、従前からお願いしているということなのですけども、ぜひこの後にはさらに積極的に、一般住宅の防音措置ということを要請していただきたいと思います。その点もう一言、よろしくをお願いします。

#### ○鈴木都市計画課長

どういった形で住宅まで広がるかというところは、何度もこれはやりとりさせていただいて非常に難しいといえますか、もともと設定しているベースがございましたので、ただいろいろな場面、担当者レベルのやりとりの中では、その話はさせていただきたいというふうに考えてございます。

#### ○たけうち委員長

よろしいですか。ほかに。

#### ○あくつ委員

区長が国交省において航空局長と面談をされたという資料から、ちょっと確認を含めて質問させていただきたいのですが、順番からいうと常設型展示について、また高度の引き上げ、落下物対策基準ですね。それとゴーアラウンドということで幾つか要望されているのですけれども、それについて、落下物対策基準についてなのですが、実効性の担保というところで結構厳しい質問をされています。一番上の区長面談についてというところでは、「いっこうに実現しない教室型説明会の実施など」と非常に厳しい表現も、珍しいといったら失礼かもしれませんが、されていらっしゃるということで、我々も第2回定例会でこのあたりについては強く要望してきましたし、区からもこれは強く申し入れをする、議会からの意見として強く要望していくというご答弁もいただいていたので、一步前進を評価したいところなのですが、国としてそこまでやらないと出てこないのかということが非常に残念だというところはあります。

それで質問としては、この4番目のゴーアラウンドについてのことなのですが、これ発生したときには適時的確な区への情報提供を図られたいというところでわざわざ要望されている、その背景。当然ゴーアラウンドについては我々もたくさん区民から質問を受けるのですけれども、これは情報提供を受けてどのようにされるという意味なのかということ、その背景と、情報提供を受けたことに対する対応をどうされるのかということ。

それと落下物対策基準に戻ってしまいますけれども、落下物対策基準についての答えが、安全性の担保策として、国職員による航空機体の抜き打ち検査の充実という回答が端的にここに書いてあるのですが、そもそもこの基準というものは、各航空会社に整備を厳重にしろと促すというものが主だったと思うのです。検査も当然やると思うのですけれども。これが担保と言えるのかどうかというところで、かなり踏み込んだ話があったのかどうかというところを伺いたしたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

まず、ゴーアラウンド発生時などの情報提供でございますが、日々、特に環境課のほうにでございますけれども、都市計画課のほうにも情報が入ってございます。「昨日区内上空を飛んだようだが、あれは一体どのような経緯からなのでしょうか」というところの一報が、まず区民の方から入る状態が非常

に多いと。その区民からお問い合わせいただいたことに対して、区がその場で、「これはこういう事象でした」ということがお返しできないというところが何度かこれまでも、この新飛行ルート案が示される以前からもあったというところがございまして、やはりこれはそういったお問い合わせが入った場合に、区から国のほうにお問い合わせをして情報を得るといようなところが多かったものですから、そこはしっかり、新ルート案が示されている中でもございますし、そうした区民の不安払拭に向けて、やはり我々もきちんと、しっかり情報提供したいという趣旨も踏まえて、今回このような要望をさせていただいたというところでございます。国の言い分としてはいろいろ、羽田の事務所と国交省が離れている、あるいはどういった事象で飛んでいるかということとはなかなか検証に時間がかかるというところでお話はありましたが、そこを何とか短時間、少しでも時間を縮めて情報をいただけるような仕組み、あるいはやり方をしっかり検討していただきたいということで要望させていただいたところでございます。

それから落下物対策基準の実効性の担保についてでございますが、これは本委員会のほうでも以前国のほうの取り組みとしてお話しさせていただきましたが、世界に類のない初めてという形で国内、国外事業者はこの基準を義務づけるというところは国のほうからも説明受けましたし、その内容は確認させていただいたところなのですけれども、やはりこれが確実に実施されて初めてその全体の取り組みが実効性があるものとなっていくというところでございます。今の法の中では、実施計画に位置づけないと日本の空港に飛んでくることができない。裏を返せば、位置づければ飛んでくることができると。国のほうにも聞いたのですけれども、それが実施されているかということをごどのようにして確認するのですかと。これは当然ながら実施計画に位置づけたそれぞれの会社、航空会社でしっかり取り組んでいくというところでございますが、それをいかに国のほうでその取り組みを確認していくかという枠組みと申しますか、そういったものがなければ、やはり実効性のあるものとなっていくかという認識から、こうした一步踏み込んだやりとりをさせていただいたというところでございます。

### ○あくつ委員

ゴーア라운드については、我々のところに来るのは、ほかの議員にも多分来ていると思いますけれども、飛んでいるでしょう、飛ばしているのでしょうということが何件も問い合わせが来ます。そのたびに我々が、「いやいや、今一般の国民が乗客として乗っている航空機を、まだ整備がされてもいないルート上空を飛ばす、都心上空を飛ばすなどということは、これがもし本当にそのようなことが行われていたら、国交省自体がなくなりますよ」という説明をさせていただいているのですが、もし、例えばこの常設型展示というものが今後できるのであれば、そこに例えばそのような窓口のようなものも、連絡先というか、問い合わせ先のようなものもつくっていただいて、それはつくったとしても、当然区や我々にも問い合わせは来ると思うのですけれども、きちんとそこは国が責任を持って答えていただきたいというところで、それはお願いしたいと思いますので、また国との交渉の中で、それはぜひ伝えて、我々が説明するのちょっと筋が違う話なので、我々も国の説明を受けて説明をしていますので、そこは直接国に説明していただきたいということが1つです。

それと落下物対策基準について。これイコール落下物がゼロになるということは、これはあり得ない話なのですが、おっしゃるとおり実効性を担保するためには抜き打ち検査、それは1つの手段ではあるかと思います。前にも区からご答弁いただいています、さらなる落下物対策ということ、これは国に求めていただきたいということが1つです。これは答弁は結構です。

それからもう一つ、この週末に、この新ルート案に関して、我が家もそうですけれども、国交省からチラシを配布されています。これ表裏面ありまして、裏面を見ると結構詳細な、初めてと言っていいほ

ど詳細な、我々は当然見ているが、どこの上を飛ぶというような2ルートがしっかり示されていて、これがまず全戸配付をされたのかどうかということ、これは第2回定例会でも我々は求めていましたけれども、周知というところですね。それが実現をしたのかも、これは議会として求めていますが、全戸配付の周知ということとしてこれは捉えていいのかどうかということ。

それと、あとこの教室型説明会の実施についてなのですが、ここに周知方法として広報しながら、ホームページ等とあるのですけれども、例えばそのチラシには、いわゆる教室型ではなくてオープンハウス、第5フェーズですか、しか載っていなかったのですが、これは載せられなかったのかという疑問、これについて伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

先週というか、この土曜日に「品川区の皆様へ」という形で、主要6大紙ですね。朝日、毎日、読売、産経、日経、東京新聞というところで、この6大紙の朝刊の広告折り込みに、その両面刷りの新飛行ルート案に関するチラシが折り込まれたというところがございます。これ全世帯かというところのご質問を今いただきましたが、世帯数でいうと、聞いているのが約11万1,560世帯というところがございます。世帯数にすると、品川区の世帯数が21万5,000世帯でございますので約51%程度の周知というところがございます。

それからもう1点が、教室型説明会の周知でございますが、区のほうでも事前にこの12月上旬の新聞折り込みに入れるということは聞いておりましたので、ちょっとその交渉もしたのですが、なかなか間に合わなかったというところと、やはり大井第一地域センター管内、まずそのエリア限定の周知ということもあって、ちょっとその載せ方は工夫すれば幾らでもあったかという気はしますが、なかなかまとまらなかったというところが現状でございます。

#### ○あくつ委員

一步前進かなとは思いますが、周知に関しても、一步前進かなとは思いますが、そのようなところでもう少し本気で国として周知をしていただけたらなと。まあ本気なのでしょうけれども、間に合わなかったということであれば仕方がないとは思いますが、本当に区民に対して知ってもらおうという意味ではいろいろな工夫ができたのではないかとすることが少し残念かと思っておりますけれども、一步前進と捉えていきたいと思っております。

あとはこの説明会において、私も自分の地域は、自分の地域ですから出たいと思っておりますが、当然ここには区の職員もいらっしゃるということでよろしいでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

説明していただくのは国のほうが前面に座って説明していただきますが、区のほうでもその会場には参加といいますか、当然いるようにしたいというところがございます。

#### ○安藤委員

ちょっと説明会やアンケートについて聞いていきたいのですけれども、その前に今あくつ委員のほうから、ここまでしないとやってくれないのかというご意見があって、そのとおりだと、じくじたる思いもあるのではないかとと思うのですが、ぜひ公明党にも地元の区議会としては頑張ってもらいたいのです。といいますのは、第2回定例議会のほうであくつ委員が一般質問されていまして、「党派として新飛行ルート案を容認することはできない」と。「区議会公明党は国交省に対して品川区上空を飛行しないルートの再考を強く求めていきたいと考えている」ということだったので、大臣も公明党だということもありますので、ぜひこの再考を強く求めていきたいと思っておりますし、こういった説明会のことに関して

も強く言っていたきたいのですけれども、この再考というものは求められたのか、その結果などはどうだったのかということを知りたいといいますか、区民の皆さんもすごく期待というか、関心があるところなので、その辺はいかがなのかということをお伺いできればと思います。

#### ○あくつ委員

はっきり言わせていただきますけれども、共産党とは我々ちょっとスタンスが違うので、先ほどから議会として一致しているとか、そのようなことは、すみません、そちらがそのように捉えるのは構いませんけれども、はっきり言えば我々としては区長選の党利党略であったり、選挙にこれを用いるような、区民の不安を利用するようなことは我々はくみしない、このように考えておりますので、それが全てでございます。

#### ○安藤委員

選挙に利用したこともないし、選挙というのは、選挙で政治を変えるということは当たり前合い言葉になっていますから、私は今の批判がよくわからないと思うのですけれども、再考を強く求めていただいたのかということの答えがないのですが、答えられないということなのかわかりませんが、ぜひその辺は明らかにしていただきたいと思います。

#### ○あくつ委員

今のこちらに対する質問ですけれども、先ほど申し上げたとおりです。党利党略に利用されるつもりはありません。

#### ○安藤委員

やめますけれども、別に党利党略のために聞いているわけではないということだけのご理解いただきたいと思います。いろいろ解釈の仕方というものはそれぞれ会派によってあるかもしれませんので、これ以上はやめます。

質問ですが、説明会とアンケートということで今回の請願の趣旨に書いていますけれども、教室型説明会が今回実現したということなのですが、これは大きなことだと思っていて、議会、区民の努力もあったでしょう。成果だと思っています。それで当たり前なことなのですが、この主催は国なのか、区なのか伺いたい。といいますのは、同僚議員が1日の広報にオープンハウスと個別説明会、いわゆる教室型説明会のことが載っていたので、問い合わせということで、羽田空港のこれからのに関する電話窓口ということで記載があったので、そこに電話をして聞きましたら、そちら、いわゆる教室型説明会のほうは区が主催と言われたということなのです。これは間違いなのでしょうか。伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

国が主催なのか、区が主催なのかということにつきましては、これは区のほうで再三教室型説明会をやっていただきたいというところは要望として申し込ませて、それが今回実現したということですから、どちらが主催といいますか、ある意味一緒にやると。区が要望して国に来ていただいて、そこで当然説明をしているいろいろなご意見、質問を受けるのは事業を進める国ですから、そういった受けとめ方でございます。

#### ○安藤委員

共催ということになるのでしょうか。広報に書いていっているところに問い合わせをしたら、国から耳を疑うような対応というか、回答があったので、ちょっとこれは区のほうからも国に、何というのでしょうか、抗議といいますか、注意を促していただきたいという。何か私たちはあずかり知らぬことでございますというような対応は困るので、ぜひその辺を、そういったことがあったのでお伝えしていただきたい。

共催としっかり書いてほしいですね。今後広報しながらで随時発表されると思いますけれども、責任の所在が明らかではないのです。ですから、共催なら共催と書いていただきたいと思います。

マンションにお住まいの住民の方から、この説明会のお知らせを掲示板に張りたいので区の案内チラシを欲しいというご要望をいただいたのですけれども、教室型説明会についてのビラですね。これを作成してホームページへの掲載や希望者への配布や地域へのポスティングなど求めたいのですけれども、あとポスターですね。チラシを引き伸ばしたようなものでもいいと思うのですけれども、各地域センターに案内、ポスターなど、ぜひ掲示していただきたいのですが、それぞれいかがでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

あのチラシにつきましては、先ほどお話しさせていただいたように、各地域、センター管内ごとに、自治会・町会の回覧に入れさせていただくというところがございます。これ例えばマンションのほうで、ぜひマンションの掲示板に張りたいというお声をいただければ、当然それは否定するものではございませんで、区としてもより多くの方に来ていただきたいというところがございますので、それはぜひお声をいただければということがございます。ただ、全てのマンションに掲示するなどということはなかなか現実的ではないのかなというところで、まずはやはり管内の町会の方に回覧をもってしっかり、あるいは区のホームページをもってしっかり周知をさせていただくというところがございます。

#### ○安藤委員

それはぜひ、希望があればそういった、区としてこのようなことをやりますという、ある意味区からという信頼があるのです。行政ですから。なので、そういったことも必要だということです。マンションの方というものは必ずしも町会に入っていなかったりもしますし、なかなかふだん縁がないという方もいらっしゃると思いますので、そういったことも言っております。

ポスターとポスティングについてはどうでしょうか。ご答弁なかったのですが、ぜひできる限り、ポスターなどというものは特にそれほどお金もかからず、労力もかからずできるのではないかと思いますのですけれども、ポスティングもどこまでやるのかということはあると思いますが、少なくとも当該地域の周辺などにできる限り行う必要もあるのではないかと思いますのですけれども、その考えがあるのかないのか伺いたいということが1つです。

それとあわせて当日の説明会なのですけれども、これはやはり時間が短いと思ってしまうのです。参加者の希望で延長を認めるべきだと思うのですけれども、延長不可能なのでしょうか。伺いたいと思います。

また、その説明の内容なのですけれども、最小限にさせていただいて、質疑の時間を十分確保すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。とはいっても短くするという事は難しいかと思うのですけれども、直接説明するという事なので。ただ、質疑の時間を十分確保すべきだということについてはいかがなのかと。

それとあと何を説明するかということなのですけれども、この請願にもありますように、いわゆる環境影響等に配慮した方策の品川関連事項というものはきちんと説明されるのでしょうか。これも伺います。

#### ○鈴木都市計画課長

ポスター、ポスティングによる周知でございますが、ポスターといいますか、チラシは当然作成しますので、これは地域センターごとの掲示板に張らせていただけるかどうかということは確認したいと思います。できるかどうかを含めてですね。あとやはり地域内の全戸ポスティングということは、なかなか



か難しいのかなというところでございます。

それから当日の説明会の時間でございますが、基本的には施設の利用時間ということもございまして、事前にもチラシ、あるいは区のホームページでも何時までというところ、本委員会のほうでもご説明しておりますが、そうした終わりの時間というものは示させていただいておりますので、その時間内で説明会のほうは行ってきたいと。教室型説明会、これは強く求めてきたわけでございますが、国のほうとするとオープンハウス型説明会を補完するものとして、地域ごとで個別に具体的にやっていきますという中で、時間を決めて説明会をしていくというところでございます。

それから冒頭の説明を最小限にしてというところでございますが、これはまだわからない、あるいはもっとよく知りたいという方も当然いらっしゃるわけでございますので、それを踏まえて、国のほうがこの計画案について説明をしていくというところでございます。その時間も、質問時間についても、今現在国のほうとは協議中でございますが、どの程度説明に時間を要するか等も含めて、一定時間の質問時間のほうはとりたいというふうに区としても考えてございますので、その辺は国と協議してまいりたいというところでございます。

最後に何を説明するかというところでございますが、関連事項を今ご紹介いただきましたけれども、落下物対策や、あるいは飛行高度を上げるなどは品川区関連事項になりますので、そういった説明はその説明会の中でもしていただけるのではないかと思います。

#### ○安藤委員

ポスターのほうは、その強い意思を持って、同じ区の部署なので、地域センターには少なくとも最低限張るようにお願いしたいと思います。

チラシについては難しくはないと思うのです。特に一番低くて大変な地域から始めるということで、順次やっていくということですので、ものすごい関心といますか、心配されている方が多いと思いますし、また一方でこの問題そのものを知らないという方もまだまだ残されていると思いますので、やはりチラシというものはぜひ、区としてもお知らせの努力をしていただきたいと思います。なぜ難しいのか伺います。

あと協議中ということなので、中身ですね。8時半で区切ると確実に当日荒れます。荒れるといますか、関心が多いのです。ですから機械的にやらずに、ここは、例えば道路の説明会でも、区がやっていますよね、今。道路で周辺の、この前大原小学校でもやりましたけれども、案内には7時からとしか書いていないのです。お尻のほうを書いていないのです。別に延長は当日なかったのですけれども、別にそのような要望もなかったから。でも、この羽田の場合は関心がものすごい高い。それで、もう少し質問したいという方がたくさん出るとはほぼ確実なので、ここで余り機械的な運用をしては、私は本当に区が困ると言いたいのです。区が困ってしまいますよと。だから、希望があれば延長するということは、ぜひやっていくべきだと思うし、国と協議しているということであれば、その辺はきちんと区のほうから伝えていただきたいと思いますということが1つです。

それと対象地域が書かれていますけれども、この対象地域の方を優先するということは、それは一定理解できます。それは地域ごとにやるというのですから。その他の地域の人が入ってしまって対象地域の人が入れなかったということは、それはまずいと私も思うし、それは理解できるのですけれども、一方ほかの地域から参加というものは、別に排除しないということでもよろしいですね。その辺を少し確認したいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

区内全戸へのポスティングの実施についてのご質問だと思うのですが、基本的にはホームページ、あるいはチラシを作成して回覧等のほうでしっかり周知をしていきたいというところがございます。

それから終わりの時間につきましては、やはりこういった、いろいろな説明会があるかと思いますが、何時開催、何時終了というところはしっかりお示しして、当然ながら終わり時間のほうで、いや、私はもう少し質問したいのだという方も、状況によってはあるかと思いますが。そうした方には、今国のほうともやりとりをしていますが、これはオープンハウス型でも手法として実施されておりますけれども、そういった声を書いていただいて国のほうに寄せていただくとか、そうしたところはしっかり考えていきたいというところがございます。今のところ終了の時間については、既に案内しているとおおり、先ほど申し上げたように施設の利用時間もございますので、この記載の時間の中で進めていきたいというところがございます。

それから地域センターごと、これから順次開催をしていきたいと。開催をしていただくというところがございます。委員おっしゃっていただいたように、ほかの区民の方が来てはいけませんということではないのですが、やはりまず地域ごとで、その地域の方が聞いていただけるように、まず地域の方を優先して入っていただいて、そうしたところで席に余裕があれば、そのほかの地域の方も聞いていただくということは、当然これは否定するものではございません。

#### ○安藤委員

ぜひ関心が非常に高いもので、しかもこれまで区民と区と議会が求めてきたことですので、ぜひ何とか、有意義なものになるように、充実するような方向で運用も工夫していただきたいと思います。

アンケートのこともについても請願のほうで書いてございますので、ちょっと伺いたいと思います。あとすみません、ごめんなさい。言い忘れしました。チラシのほうはなぜ難しいのかということをお伺いしたいのですが、今決まっている内容について一定程度のチラシ配布というものは、それは区としての最低限の説明責任を果たしていくことになるのではないかと思うので、その周知がなければ説明会も空振りに終わってしまいますし、その辺なぜ難しいのかということをお伺いしたのでお答えいただきたいと思います。

区は羽田新ルートに区民の理解がなく、反対しているということをやなかなか認めがらないという状況があると思います。計画を知らない区民が多いということをもって理解が十分でないということは言っていましたけれども、いろいろな区民がどのようにこの新ルートに対して意見があるのかということについては、さまざまな意見があるというようにしか答えません。それどころか、場合によっては必要だという声もあるというふうに言ったりして、殊さらにそういった方の意見も強調したりなどということすら見受けられます。しかしそれは率直に言って余りに区民の世論というか、声を偏って見ているのではないかと私は思います。

港区では、報道でもありましたけれども、住民団体がアンケートに取り組みまして、予定航路下約9万戸と想定して、うち3万8,000戸にポスティングをし、1,344通の回答を得ました。賛成はわずか1.34%、中止してほしいというものが86.4%に達しております。これ本来なら区が、行政がやるべきことだと思うのですが、こういったこともあったのです。それで、やはり港区民というものは、この計画に対して反対の意思があるのだということを可視化したのです。これというものは、やはりアンケートをとってみないとわからないということもあります。ですから、地域の声をしっかり届けるというのであれば、区もこのような請願にありますような意向アンケートというものを行って、区民の声をつかむ必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

### ○鈴木都市計画課長

先ほどのポスティングの話でございますが、一定程度地域の中でポスティングを実施すべきというお話でございましたけれども、やはり今区のほうではホームページ、これはいろいろな事業、説明会実施に当たって、再開発などはそのエリア内にポスティングということもございますが、やはり一定広く区民の方に向けて行う説明会につきましてはホームページ、回覧等々で周知を行っているというところがございます。

それからアンケートの実施でございますが、やはりこれもご答弁差し上げているとおりでございますけれども、やはりこれは国の事業でございます。やはり区民の理解が得られたかどうかの確認等々については、国の責任においてしっかりやっていただくというところがございます。

### ○たけうち委員長

安藤委員、まとめてください。

### ○安藤委員

品川区はみずから地域の声をしっかり届けるとおっしゃっているのです。でもその届ける内容が非常に机上の空論といたしますか、実態を捉えていないといたしますか、さまざまな意見がある、反対もある、賛成もあるというぐらいではないですか。しかし区は、区民の立場に立って区民の声を届けると、地域の声を届けるとおっしゃっているわけです。アンケートを自分でやらないで、どのようにしてその声を届けられるのですかと伺いました。区民の声をつかむ必要があるのではないですかということ伺いたい。つかまないでどのようにして区民の声を届けるのですかということですか。

そもそも区民の意向をつかむ必要があると区は考えていないのでしょうか。

### ○鈴木都市計画課長

区民の声につきましては、これまでもさまざまな機会を捉えて国のほうには伝えていくところございまして、その1つとして教室型説明会が今回実施されると。その中でも国のほうでしっかり説明いただいて、質疑の中でも地域の声をしっかり国のほうに届けていただくというところがございます。

それからアンケート、これも重ねてでございますが、やはりこれは実施については、もしやるのであれば国のほうが国の責任においてしっかりやっていただく。それがアンケートという手法なのかどうかを含めて、区民の方への周知、理解を深める取り組みは国のほうにしっかりやっていただく。これは事業主体の国のほうの責任においてしっかりやっていただくというものでございます。

### ○たけうち委員長

まとめてください、安藤委員。

### ○安藤委員

国がやるべきと言いますが、国は東京都全体にこの計画をかぶせようとしているわけですよね。品川区民の暮らしと安全の状況をしっかりと最も身近な自治体がかまなくて、守らなくてどうするかと私は思うのですけれども、国にやれということは無理筋だと思います。だからまずしっかりと区が住民の意向をつかむこのアンケート、これは必要だと思います。そもそも区民の意向をつかむ必要がないと区は考えていらっしゃるのですか。そのアンケートをやらなければ区民の意向はつかめませんよ、正直言って。区民の意向をつかむ気がないと、そのようなことなのでしょうか。

### ○鈴木都市計画課長

区民の意向を区が把握する必要がないということは、これまでも全く申してございません。それを実施していくのは、これは事業主体である国が行うべきというところを再三申し上げているところござ

います。

#### ○安藤委員

国は計画を進めていこうとしている立場なわけですよ。そのような立場の人たちが区民に理解してもらおうという努力はしている。それはつまり計画を容認してほしいということを求めてやっているわけです。ですから、何というのでしょうか、私たちも、共産党区議団も2017年2月にアンケートをとりました。この港区にも引けをとらない、これ2017年3月31日当時の返信2,211人、82%が計画に反対、賛成わずか5%です。これはルート直下のところを中心にポスティングしました。ですから別に共産党支持者であろうがなかろうが、これは本当に住民の、直下の方々を中心とした意向がしっかりあらわれているわけです。ですからこういったことを区がなぜやらないのか。それでどうして地域の声をしっかり届けられるのか。届けられると思いますか。届けられるのですか。区が今やると言っていることすらもやれないのではないのでしょうか。アンケートの必要性についてどのように考えているのか、最後にもう一度伺います。

#### ○鈴木都市計画課長

先ほど委員からもご紹介いただきましたが、これ説明すべきは国でございます。地域の理解得ること、丁寧に説明していただくこと、これは事業主体である国がしっかり行っていただくこと。地域の方に理解を深めていただく、あるいはどういったお考えかというところを確認していくということを含めて行っていただくのは、これは何度もご答弁差し上げているとおり、国が行うべきものというふうに理解しているというものでございます。

#### ○たけうち委員長

では、ほかにご発言。

#### ○大沢委員

先ほどのゴーア라운드の件なのですけれども、定期ルートを外れた場合ということで、適時的確な区への情報提供を働きかける、羽田だけではなく、国内にたくさん飛行場はありますし、天候はいろいろとあるわけでありまして、このゴーア라운드に対しての、他の空港におけます対応はどのようにとられているのか。これは区の範囲ではないかもわからないですけれども、ご存じであればそのところを伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

詳細にほかの空港について直接、あるいは国のほうに確認はしてございませんが、ゴーア라운드への対応はどこの空港、あるいは自治体でも同じかと。やはり区民の方から不安の声、あるいは何だったのでしょうかという問い合わせに対して、これは先ほどご紹介いただきましたが、国がしっかり、これは国のほうでもそうした窓口といいますか、電話番号を公表して窓口を設置しているというようなところもございまして、今、先ほど他の委員からもご紹介いただきましたが、やはり質問として多いのが、もう上空を飛んでいるのではないかとということ、その部分では少しほかの空港とは意味合いが違うかもしれませんが、これまで新飛行ルート案が公表されるまでの形でいえば、一般的にはどこの空港、あるいは自治体も対応は同じだということでございます。

#### ○大沢委員

同じということで、では実際に他の自治体、他の空港に関しても、品川区と同様で情報の提供を図るということで終わっているという、このようなことでいいのですか。

#### ○鈴木都市計画課長

結果としてほかの自治体も同じだと思うのですが、区民の方がなかなか空港に直接お問い合わせをするという思いに至ることはなくて、やはり自治体に直接問い合わせをするというところで、やはりそういったゴーアラウンドがあった場合はいろいろ事象を調べて、このような事象でしたということで地元の自治体に、あるいは関係する自治体にお知らせをするということは、ほかの空港、自治体でも同じかというような理解でございます。

#### ○大沢委員

気象、気流等々で難しいと思うのですが、このゴーアラウンドについての決まった航路という、そのようなものはあるのですか、ないのですか。

#### ○鈴木都市計画課長

基本的にはそこに待機している飛行機の数や、そのときの進入ルート等で判断するので、決まった定期ルートはないというところは聞いてございます。

#### ○たけうち委員長

よろしいですか。ほかによろしいでしょうか。

#### ○筒井委員

まず確認なのですが、今後実施される教室型説明会について、先ほど課長はその対象地区の方を優先にされるというような旨のお話をされましたけれども、その点何か、その対象地域の人かどうかということ判断する方法というものは、どのようにお考えなのでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

それも今ちょっと国のほうと協議中なのですが、やはりどのような説明会もそうですけれども、まず一定お名前とご住所をお書きいただくと。中には、いやいや、ちょっと書きたくないという方もいらっしゃるかもしれませんが、そうしたところを入り口にして、地域の中の方なのか、外の方なのかということを確認しながら、地域の方を優先していきたいという形で進めたいと思っております。

#### ○筒井委員

次に請願内容についてなのですが、アンケート調査についてなのですが、先ほど国の責任においてやるべきというご答弁がありましたけれども、この請願の理由にも書いてあるとおり、昭和51年の9月には区がやられておるのです。この場合は品川区が主体としてやったのですが、なぜ今回は国でやるべきというご主張なのか。

#### ○鈴木都市計画課長

今ご紹介いただきました、あるいは請願の中にもございます、昭和52年当時の意識調査、これは区が実施してございます。当時、昭和40年代から国の、当時の運輸省でございまして、禁止事項としてモノレールの内側を越えて内陸側には飛行しない、あるいは夜間の一定時間、夜11時以降翌朝6時までには飛行しないと、このような禁止事項がございました。しかし実態は、相当数の飛行機がモノレールのラインを越えて内陸部を飛んでいたというような状況がございまして、そうした状況があつて一定程度騒音環境も悪化してきているという中で、状況把握というものは区のほうでも当時していなかったわけですが、そこで学校の屋上に定点観測の機械を設置して、その測定結果の公表とともにそうした意識調査を行ったと。ある意味約束事項を破って相当数の飛行がされていたというところがございますので、これは国が主体的に区民の方に意向調査をすると、当時はそのようなものではなくて、やはりこれはこの状況を、約束が破られている状況をしっかり区として受けとめて、それを区民の方にお知らせして、当時は意向調査を行ったというところがございます。

今質問として、当時と何が違うのだということですが、今は、これは飛行ルート案について、事業主体の国のほうが行う事業として説明を行っているものでございますので、これは当然、もしアンケートをするのであれば、実施するべきは国のほうが行うべきというものでございます。

#### ○筒井委員

わかりました。ただ、今「国のほうが、国のほうが」とおっしゃいましたけれども、品川区としては国に対してそのようなアンケート調査をやるべきだということを求めているのかということと、また私は、品川区としてもこの区民のご意見、また要望というものを把握するためには、品川区でもそのアンケート調査をやったほうがいいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。なぜならば、ただ反対、賛成の意見というだけでなく、賛成というか、容認だけれどもこういった防音工事の助成や、またまちづくりを活性化してほしいなど、さまざまな意見というものがとれると思うのです。それが品川区の関連事項にも反映されるべき貴重な資料となると思うのですけれども、ぜひ品川区としてもアンケート調査をやってほしいのですが、その点いかがお考えなのでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

これまでの委員会の中でも、区として求めてきている事項として、これは議会のほうからも要望として出ている内容でございますが、教室型説明会、丁寧な区民への周知というところを再三再四のほうには求めているところでございます。アンケートについては、具体的にアンケートをしっかりとってくださいとか、そういったところの具体的なやりとりというものは行ってございません。やはりこれまで国のほうに求めているとおり、丁寧な周知、説明というものを今求めて、具体的な形として教室型説明会が実施されるというところでございます。

#### ○筒井委員

国のほうがやらないから品川区でやったほうがいいのではないかと思いますし、また品川区も、先ほども述べましたけれども、今後の貴重な区民の意見という資料の収集手段として必要だと思いますので、ぜひともやっていただきたいと思います。これは要望で終わります。

次、品川区関連事項についてなのですけれども、その教室型説明会をやっていただきたいという要望なのですが、羽田新飛行ルート案が実現してしまった場合には、やはり防音措置や区民の不安払拭に努めなくてはならないと思っております。また通ってしまうのであれば、やはり少しでもそのメリットを感じていただく、前向きに捉えるというような努力も必要だと思います。それでこの間の、平成28年9月1日の広報しながわに載っていますとおり、将来の技術進歩に応じた影響軽減や、また比較的影響の大きい地域への重点的配慮、コミュニティやまちづくり面での支援の検討、訪日外国人旅行者の区内誘致、空港の活力を地域に活かすための区政・地域と連携した取り組みの支援など、これ非常に羽田新飛行ルート、残念ながら通ってしまった場合において、こうした区民が前向きに捉える、メリットと少しでも感じられる情報が必要だと思うのですけれども、それで品川区関連事項の教室型説明会、私としてもぜひやっていただきたいと思っておりますが、その点いかがお考えなのでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

区のほうではこれまでも、やはり非常に影響が大きいということで、区のほうに、例えばインバウンド、海外の方が日本にいらっしゃる数が増える。その影響といいますか、活力、あるいはにぎわいですか、そういった部分で区のほうにも大きく貢献するといいますか、そういった取り組みを国のほうにもしていただきたいというところは、再三あわせて申し上げているところでございます。その具体的な内容をこれから行われる教室型説明会で国が行うかどうかは、やはりまず区民の方がどういったところ

をしっかりと聞きになりたいかというところもあろうかと思えます。ご質問の中でのやりとりになるかもしれませんが、国のほうとはこれからしっかりと協議をしていきたいというところでございます。

#### ○筒井委員

私が申したのは、今後実施される教室型説明会ではなくて、またそれとは別に品川区が主催でやる、教室型説明会で品川区関連事項の説明をやってはいかがですかというお話なのですけれども、この請願趣旨も「区が」ということが主語になっていますので、品川区が主催で、品川区関連事項のお話をするという説明会、この実施についてなのですが。

#### ○鈴木都市計画課長

なかなか実施されなかった教室型説明会が今回これから実施されていくということで、この機会を捉えてというところと、今ご質問いただいた区独自にということところは、やはりこれはいろいろなお願いをしているところで、国のほうが品川区を向いてこうした取り組みをしていきたいと思いますというところが出れば、いろいろな手法を活用して、しっかりと区民の方にも説明していきたいというふうに考えてございますが、それをもって教室型の説明会を独自に行うということところは、今予定はしてございません。そうしたやりとりについてはしっかりと区民の方に、いろいろな手法を活用して発信していきたいというところでございます。

#### ○たけうち委員長

よろしいですか。ほかに。

#### ○松永副委員長

私からは確認でご質問させていただきます。

教室型説明会が行われることは、やっと思いが通じたのかと考えておるのですが、そこで初めて区内でこうした教室型説明会が行われるということなのですけれども、それで多くの方が恐らく、この南大井文化センターのほうに足を運ばれてくるのではないかと思います。そこで確認ですが、その中で説明会での資料というものは十分に用意されると思うのですけれども、そこで多分ご質問等があるとは思いますが、例えば録音や撮影は可能なのか、また、マスコミ等は初めてということでは来られるのか、その状況についてお伺いしたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

当日の録音や写真撮影、これも今現在協議中でございますが、例えば区民の方が録音をする、あるいは写真を撮るというところは、やはりこれは当日会場にいらっしゃった方々の、撮る角度によっても個人のプライバシーもございますし、今のところはお遠慮いただこうかなというふうに考えているものでございます。

それからマスコミですね。マスコミについては、今のところ特段取材をしたいというところの問い合わせはございません。これもほかの地域も順次行っていきますので、マスコミについてもどう対応していくかについては、しっかりと国のほうと協議をしていきたいというところでございます。

#### ○たけうち委員長

よろしいですか。ではほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、まず平成30年請願第17号の取り扱いについて意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

**○大沢委員**

自民党・子ども未来、継続でお願いします。

**○あくつ委員**

継続でお願いいたします。

**○安藤委員**

本日結論を出すで、採択で。

**○松永副委員長**

我が会派は本日結論を出すで、趣旨採択でお願いいたします。

**○筒井委員**

本日結論を出すで、採択でお願いします。

**○たけうち委員長**

本日のところは継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年請願第17号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

**○たけうち委員長**

可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長が裁決いたします。

委員長といたしましては、本件に対し、継続と裁決いたします。

次に、平成30年請願第18号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

**○大沢委員**

自民党・子ども未来、継続でお願いします。

**○あくつ委員**

継続でお願いします。

**○安藤委員**

本日結論を出すで採択ですが、区民の命と暮らしと財産を守るという、そういった品川区の説明責任も含めて、しっかり果たすために必要な内容だと思います。

**○松永副委員長**

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いいたします。

**○筒井委員**

本日結論を出すで、採択でお願いします。

**○たけうち委員長**

それでは、本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年請願第18号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。



[賛成者挙手]

○たけうち委員長

可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長が裁決いたします。

委員長としましては、本件に対し、継続と裁決いたします。

次に、平成30年陳情第12号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○大沢委員

自民党・子ども未来、継続でお願いします。

○あくつ委員

継続でお願いします。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

○松永副委員長

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いします。

○筒井委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

○たけうち委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年陳情第12号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長が裁決いたします。

委員長といたしましては、本件に対し、継続と裁決いたします。

次に、平成30年陳情第13号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○大沢委員

自民党・子ども未来、継続でお願いします。

○あくつ委員

継続でお願いします。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

○松永副委員長

本日結論を出すで、趣旨採択をお願いします。

**○筒井委員**

本日結論を出すで、採択をお願いします。

**○たけうち委員長**

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年陳情第13号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

**○たけうち委員長**

可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長が裁決いたします。

委員長といたしましては、本件に対し、継続と裁決いたします。

以上で本件を終了いたします。

---

(3) 平成30年請願第19号 特定整備路線 放射2号線 現状を見直し改善を求める請願

**○たけうち委員長**

次に、(3)平成30年請願第19号 特定整備路線 放射2号線 現状を見直し改善を求める請願を議題に供します。

本件については、初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

**○たけうち委員長**

朗読が終わりました。

それでは、本請願・陳情に関しまして、理事者よりご説明願います。

**○鈴木都市計画課長**

それでは、引き続き私から、平成30年請願第19号に関連し、特定整備路線放射2号線用地の管理状況についてご説明いたします。

資料のほうをご覧ください。上段の図でございますが、都市計画図を切り取ってお示ししておりますけれども、中央の点線が放射2号線の位置でございます。請願にもございます星薬科大学および荏原第一中学校の位置関係は記載のとおりでございます。

続きまして、その下に写真にて道路用地の東京都による管理状況をお示ししてございます。この管理は事業主体となります東京都によって行われておりますが、写真は用地の一部を示しております。ほかの用地も同様に、高さ1.8m程度のネットフェンスにより管理されているものでございます。

簡単でございますが、請願第19号に関連しての説明は以上でございます。

**○たけうち委員長**

説明が終わりました。

それでは、本請願に関しまして、ご質疑、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

**○安藤委員**

まず、現在の放射2号線の土地の買収率といいますか、取得率をお伺いすることと、それと資料の写真の中に車がとまっていると思うのですけれども、これは誰が使っているものなのか、わかれば教えて

ください。

#### ○鈴木都市計画課長

現在の放射2号線の用地取得率でございますが、19%程度ということでございます。

それから写真ですが、これは地域の方に貸し出し、あるいは何か民間の団体に貸し出しということは聞いておりませんので、想定になりますけれども、確認がとれていなくて申しわけございませんが、都の職員等々がこちらに来て、この放射2号線関係で仕事をするに当たって、仮にとめている状態かというふうを考えられます。

#### ○安藤委員

19%程度ということなので、これは整備がかなり難しいと思っております。難しいし、必要ないと思っております。事業認可がおりたといえども、あくまで現段階では用地の売買というものは任意でやっています。星薬科大学を初めとして、多くの地権者が売買に応じていないという以上、道路建設は進められないし、進まない。もともと必要ない道路でもある上、このように遊んでいる土地は有効活用すべきだとは思いますが。

伺いますけれども、区内ではこのように暫定公園として活用されてきた例というものは結構あると思うのですが、このような将来の事業予定地ですね。それらがどこにどのような例があるのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

#### ○鈴木都市計画課長

これまでさまざまなところで都市計画道路が進められ、都であったり、区であったりということでございますが、過去の事例としては、一定程度の形がまとまったところは協議をして、そうした区民への貸し出し等のために、一定暫定的に使わせていただいたという事例はございます。

#### ○安藤委員

例があるということですし、ここでもそれは可能ではないのかと思うのですが、それはいかがでしょうか。

それと請願項目の2番目のほうにかかわってくるのですが、ここに書いておおり、区議会でも、区でも、これは都の事業なのだということにせず、やはり本当にこの道路に対して区民にどのように意向があるのか、あるいは必要なかどうか、求められているのかどうかということをしかりと、区民の代表としても、行政としまして、つかんだ上でチェックしていくということが私は必要だと思うのです。そういったことを区民に投げかけて、必要のない事業であれば、やはり税金の支出の効率性からいっても、私は思い切って廃止をすべき事業は出てくると思えますし、放射2号線というものはまさにそこに当たると私は思っているのです。

国も今、「都市計画道路の見直しの手引き」という指針を出しております。この中で、近年の人口減少、低成長等の社会経済情勢の変化を踏まえると、都市計画決定後長期間が経過し、その必要性に変化が生じつつある道路もある。このため三度にわたり都市計画運用指針を発出し、地方公共団体において都市計画道路の必要性について検証を行い、その結果を踏まえて廃止や幅員変更などの適切な見直しを行うことを助言している。ところが見直しを実施していない、不十分な地域などもあるので、改めて地方公共団体による都市計画道路の適時適切な見直しがさらに進むよう、本手引きを事例集としてまとめた述べています。その上でこの手引きでは、長期未着手道路に加えて神奈川県では整備済み路線、いわゆる事業中の路線も含めて見直しの検討をしているという例を挙げたり、さいたま市の都市計画道路だけでなく、県道や市道等も含めて、全ての路線を検討対象としているという事例も紹介しておりま

す。

2020年までに整備ということはほとんど不可能な状況になっているので、それは住民の方が本当に反対も多くて、必要ないと思っているからなのです。私はこの手引きにしたがって、この放射2号線というものを見直す必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

先ほどの過去の活用の事例で、少し説明が不足していたところがございます。この請願にありますように、避難路として、あるいは避難空地として、例えば公園整備をして活用すると、そういった事例はこれまでは一切ございません。

それから、地域の方への貸し出しということであわせてご質問いただきましたから、そういった意味では過去そういった事例があるということがございますが、基本的には道路用地として、東京都が今土地を買収して管理している状況でございますから、そういった活用について先日の決算特別委員会でしたでしょうか、ご質問いただいた中でもお答えしていますけれども、例えば防災的なところでの、地域の方が資材を置きたいとか、そういったところの声は折に触れて東京都と区のほうで、この特定整備路線を進めるための会議体を設けていますので、そうしたところでは意見交換はしているところでございます。それから、先ほど手引きをご紹介いただいて、ほかの自治体での事例もご紹介いただきましたが、そうした手引き、あるいはそうした事例があるということは当然ながら承知してございます。それを本件に当てはめるかどうかというところがございますが、本件の特定整備路線につきましては、東京都がこの防災性、延焼遮断帯の形成、燃えにくい、燃え広がらないまちにしていくというところで、現在進めているところでございます。区としてもこれは一緒に、支援するところは支援させていただきながら、進めていくということです。都のほうが進めていくところにしっかり協力をさせていただくというスタンスでございます。

#### ○安藤委員

暫定活用の件については、何かのんき通りのあたりの元お風呂屋さんだったところや、あるいは二葉など、そういったところに暫定公園のようなものがあつたと思うのです。それは区の土地であっても、都の土地であっても、区民にとっては財産なのです。しかも都と連携しながら進めようと、進めてほしくないのですけれども、区が言っている事業のところなので、私はこれ可能なのではないかと思いますので、もう一度伺います。

それと手引きについては承知しているということですが、承知しているのであれば、これ見直してもらうべき事例なのではないかと私は思います。

それとこの請願の、理由の2のほうの思いというのは、やはり放射2号線の事業化は計画決定そのものにも地元住民の意思が、もっと言えば地権者なども含めて、全く問われなかったということがあるのではないかと思います。放射2号線の都市計画決定は70年以上前なのですけれども、その際にもそれ以来も、計画の賛否を住民に問われることは一度もなく今に至っております。このようなことで事業を進めていいのですか。今、都市計画決定というのは、まがりなりにも法の規定が整備されてきて、その案をつくる際にも住民の意見を取り入れるというような視点が、まだ不十分ではあります。そういった改正もされている中、この道路に関しては一度もない。それでまともな道路、まともな都市計画になるのですかと私は思うのですけれども、これでいいのでしょうか。伺いたいと思います。

#### ○高梨木密整備推進課長

最初に私から、今ご紹介のありましたのんき通り沿い、もしくは二葉にあります暫定公園についてご

説明をさせていただきます。

両地区の暫定公園に関しましては、区が木密地域の改善のために取得した用地でございます。都市計画道路の用地ではございません。あのような形で整備させていただいているのは、今後またさらに隣地との交渉状況においては、さらなる、いわゆる防災広場としての拡張が見込まれるといったようなことで、暫定的にあのような形で整備しているということでございます。

#### ○鈴木都市計画課長

当然ながら今回事業決定するに当たっては、東京都において住民説明会、あるいは法に基づく公告縦覧など、しっかり手続きを踏んで計画が進められているというところでございます。

#### ○安藤委員

私も放射2号線や29号線の事業説明会には何度も参加しましたが、そこでの説明というものは、まず冒頭に「これは決定されました」ということが出されるのです。「何年に都市計画決定されました」というところから始まっているので、私が伺ったのは一度も計画の賛否を問われることなく、この計画が事業化されているということでもいいのですかと伺いました。お答えください。

#### ○鈴木都市計画課長

手続きの適否、あるいはいいのかどうかというところは、これは我々が判断するものではなくて、事業主体の東京都がしっかり手順を踏んで進めていっているというところでございますので、東京都のほうは、先ほど申しました延焼遮断帯の形成、地域の防災性の向上のため取り組んでいるというところについて、区のほうもしっかり協力をさせていただくというスタンスでございます。

#### ○安藤委員

本当に身近な自治体としてどうなのですか、そのスタンスは。一般質問でもうちの会派の議員がやりましたけれども、本当にこの道路計画によって人生を狂わされ、ときには命すら落とすこともあり得ると。震災が来る前に災害が来るようなものだというような話も聞かれますけれども、そうした住民、区民の命と財産にかかわっていることに対しての手続きがどうなのかというところを全く縦割りのごとく関知しないということは、私は少し問題だと思います。ぜひ議会としても、こうしたところも含めて調査をし、そしてそういったものを住民に返していくという意味で、説明会というものは必要だと私は改めて思いました。

請願の3つ目の理由について関連して伺うのですけれども、これは実際にこの道路というものは延焼遮断帯ということもありながら、避難ルートだというお話が、説明でもありました。しかし実際は、ここに書いているとおり、震災は必ず来てもおかしくないというような状況の中で、買収された用地はこうして封鎖をされて、逆に避難の妨げになりかねないというような状況があると思います。3・11でも、そもそも道路が仮にできたとしても、この幹線道路というものは車両で埋まってにっちもさっちもいかない、いわゆるグリッドロックという現象が起きておりました。ここはわきに中原街道がありますけれども、そこは何か緊急交通路ということになっている計画があるようですが、こちらのほうというのは完全にグリッドロックが起こって、緊急車両の通過もできないし、避難路にもならないと思うのですけれども、いかがなのでしょう。伺います。

また、この事業目的そのものが崩れているということにならないでしょうか。それであるならば、こうした道路というものは、本当に目的そのものが崩れているのであれば、本当に住民を交えてその賛否を含めて再検討しなければいけないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○古巻防災課長

今、避難路のお話が出ましたので、少しお話をさせていただきますけれども、実際まだ道路として供用されているものではありませんので、そのときにどのような形になるのかということは想定以上の話ではできないのですが、3・11のときのことを事例に出されていますけれども、あのときの状況というものは、いわゆる今後発生するであろう首都直下地震とかなり状況は違うのかというふうに考えています。帰宅困難者に関しましては対策が進んでいない中での発災ということで、余りそういったところの意識がない中でああいった状況に陥ったということが実態ですけれども、今後起きるであろう首都直下地震に際しましては、警視庁のほうで交通規制をするなど、そういったいろいろな広報等も行っていきますので、交通に関してどうなるのかということは、想定以上のことは言えませんが、多少そういった意味では、状況として少し違う様相になるのかというふうにも考えています。

また、中原街道は緊急交通路ということで、震災などでは規制が張られるというようなことはありますけれども、避難のあり方としては、基本的には最寄りの安全なところへの避難をまず優先していただくという形になりますので、どのような状況になるかわかりませんが、そういった避難に適さないような状況になれば、避難できる場所へひとまず避難していただいて、状況が落ち着いたら指定する避難所に行っていただくという考え方でいいのかと思っております。とりあえず状況としてお答えしました。

#### ○高梨木密整備推進課長

私からは、今このような道路予定地が囲われて、何の効果も発しないといったところについてご説明をさせていただきます。

確かに道路として整備するまでは、避難路としての効果は発現されないところでございますが、ご協力いただいて用地をお売りいただいて、現在このような更地になっているところで、1つ隣接家屋等から迫ってくる延焼を食い止める空間としての、延焼遮断帯としての効果は一部出ているのかということを感じているところでございます。一刻も早く道路として整備することで、延焼遮断効果に加えて避難・救援路としての効果も発現するべきというふうに考えているところでございます。

#### ○安藤委員

3・11とは違いますよということですが、それ以降対策が進んでいるという話もありましたけれども、それがどこまでの実効性があるのかということもありますし、それ以上に今、首都圏というものはものすごい過密、一極集中が進んでまちづくりも、一般質問等でもいろいろ意見も出ていましたが、逆にひどくなってしまうのではないのかという状況もあるので、私はちょっと今のご答弁というものは、何というのでしょうか、楽観的過ぎるのかという印象を受けました。

それと現在の、この空き地について、道路用地として買ったから空き地になっているのですけれども、延焼遮断効果は出ているというご答弁がありました。一定出ているのです。この時点で。それで、私は名古屋で、認可もされ事業化をして、一定程度こうした用地買収が進んでいる道路を廃止した事例を、現場を見てきたのですけれども、そこでそうした運動をされている方々の説明というものは、それが廃止に決まりました。これからはそうした空き地になったところをどう市民のために活用するかということを考えていくのですとおっしゃってございました。ですから私は、一刻も早くこの道路をつくるというのではなくて、一刻も早くこの道路をやめていただいて、それで今あいているところというのは、課長がおっしゃったように、一定の延焼遮断効果はできるわけですから、それはそれとして、こういった公園として活用するなり、そうすれば一定防災性も向上しているわけです。ですから、膨大な労力と膨大な経費と、そして犠牲を払って、このような道路を遮二無二つくっていくということは、私は見直すべきだと思います。

以上、意見です。

**○たけうち委員長**

ほかにご質疑ございますか。

**○大沢委員**

公園について伺いたいのですが、あいた土地に公園をつくるとなると、やはり近隣の住民の方、近隣の隣接する家屋、住居について理解を得られなければいけないので、そのように簡単に公園というものができるものではないと私は思っているのですが、そのところをどのように考えているのか教えてください。

**○溝口公園課長**

公園の整備の関係でございます。委員のご指摘のように、やはり公園に適した敷地を確保していくということは非常に難しいところでございます。そういった中、区の一定の方針としましては、町会内に公園がないところ、そういったところを重点的に整備していくように考えているところでございますので、引き続き公園の整備、そういったものには取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**○大沢委員**

この今、資料に示されているあたりはやはり密集をしていて、公園が2つぐらい近隣にはあると思うので、私は必要性は感じていないのですが、実際地域からそのような声というのは、事業主体が都であります、説明などでは都と一緒に区も回られていたので、地元の自治体である品川区の皆さんが近隣の住民の方とお話をされている部分も多いと思うのですが、実際はそのような声というものは上がっているのですか。

**○鈴木都市計画課長**

個別具体の対応は東京都が行っているわけですが、具体的に地域の方から、この地域に公園が少ないので、暫定的といえどもこの空間を公園として整備してほしいなどという具体的なお話はいただいておりません。

**○たけうち委員長**

ほかにご質疑よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず平成30年請願第19号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

**○大沢委員**

自民党・子ども未来、本日結論を出すで、不採択でお願いします。

**○あくつ委員**

本日結論を出すで、会派の地元の議員にも確認をしてみましたが、不採択でお願いいたします。

**○安藤委員**

本日結論を出すで、採択でございます。計画そのものを見直すべきだということもあわせて、採択したいと思います。

**○松永副委員長**

本日結論を出すで、不採択とさせていただきます。

○筒井委員

本日結論を出すで、不採択でお願いしたいと思います。

○たけうち委員長

それでは、平成30年請願第19号につきましては、結論を出すとの意見でまとまったようですので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、平成30年請願第19号は結論を出すことに決定しました。

先ほどの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、平成30年請願第19号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。平成30年請願第19号「特定整備路線 放射2号線 現状を見直し改善を求める請願」を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○たけうち委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後12時06分休憩

○午後 1時10分再開

○たけうち委員長

それでは建設委員会を再開いたします。

---

(4) 平成30年請願第21号 都営地下鉄中延駅（東中延2丁目口）のエレベーターなどの設置に向け、品川区が東京都と連携して取り組むことを求める請願

○たけうち委員長

次に、(4)平成30年請願第21号 都営地下鉄中延駅（東中延2丁目口）のエレベーターなどの設置に向け、品川区が東京都と連携して取り組むことを求める請願を議題に供します。

本件については初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○たけうち委員長

朗読が終わりました。

それでは、本請願に関しまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、平成30年請願第21号に関連し、都営浅草線中延駅のエレベーター設置状況についてご説明いたします。

資料のほうをご覧ください。都営浅草線中延駅の構内図を示してございます。エレベーターにつきましては、まず一番下、最下層のホームから改札階をつなぐものとして1カ所、青い縦のラインですが、



整備されてございます。また、改札階から地上階へのエレベーターにつきましては、地上階の出入り口はA1からA4まで4カ所ありますが、そのうちA4の出入り口にエレベーターが整備されておりまして、バリアフリー法の移動等円滑化経路「ワンルート」は現在整備されている状況でございます。

次に、構内図の下、各出入り口の状況を写真でお示ししてございます。左側の写真がエレベーターのA4出入り口、右側の写真がA3、階段のみの出入り口で、東急大井町線中延駅に近い乗りかえ出口でございます。また、中央の写真がA3出入り口とA4出入り口の間、非常に見づらくて申しわけございませんが、歩道の状況をお示ししてございます。このA3、A4、2つの出入り口の距離は、おおむね100mでございます。

請願第21号に関連してのご説明は以上でございます。

#### ○たけうち委員長

説明が終わりました。

それでは、本請願に関しまして、ご質疑、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

まず品川区は、中延駅のこの当該箇所へのエスカレーターまたはエレベーター設置について、東京都と意見交換をしたことがあるのか伺いたいと思います。また、あるとしたらどのような内容だったのでしょうか。あわせて東京都がエレベーターおよびエスカレーター設置を検討する目的で、現地測量や流動調査を行ったと聞いておりますが、この東中延2丁目口、A3口ですね。A3口の利用状況について、どのような結果だったのか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

都営中延駅におけるエレベーター設置についての東京都とのやりとりでございますが、これまでそうした場を設けて、東京都のほうとこの出入り口部分についての協議等は、現在まで行ってはございません。

それから、今委員のほうから、東京都がこのエレベーター、この出入り口についてエレベーター設置の検討を行っているという状況についても、具体的な内容については今現在報告のほうは受けていない状況です。

#### ○安藤委員

結構大変な、この請願にも書いてありますけれども、朝などピーク時には1,100人ということで、かなり大井町線の中延駅がすぐ近くにあるところなのです。そこから乗りかえの方がすごく利用されているところで、非常にここにこういったエレベーターの設置というものは切実に求められているということなのです。現在までは、具体的に都と区のほうでは協議というか、意見交換などもしていないということなので、これはぜひ連携して、この可能性があるのかないのかも含めて、きちんと協議していくことは必要だと思いますので、私はこの請願をぜひ採択をして、議会からも後押しすべきだと思っております。

あと、この件で都議会のほうでも、12月3日の公営企業委員会のほうで請願が出て審査されたようなのです。その内容が手元にあるのですけれども、東京都もこの委員会の中で資料も、もう既に公式に出ているようなのですが、出しておりまして、その質疑の中で、調査のことについても触れております。今年の10月、本当に最近です。この流動調査を行ったと。これはここにエスカレーター、エレベーターが必要なのか、つけられるのかどうかということを含めて検討するための現地測量や流動調査ということなのですけれども、まず前提として、この駅自体の利用者がかなり増えていると。それと、こ

のA3出口の利用状況がすごく多いということだったようです。

お伺いしたいのですけれども、この駅利用者数の推移というのですか、そしてこのA3口の利用割合というものはどれぐらいなのか、教えてください。それと、区としてはこのA3口へのエレベーター、またはエスカレーター設置の必要があると考えているのかどうか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

都営浅草線の中延駅の乗降客数の推移でございますが、区のほうで東京都のホームページ、交通局のホームページを確認してございます。その中では推移という形での数字は出ておりませんでした。平成29年度の当駅の乗降客数は3万1,144人という数字でございます。それから、この全体の各出入り口の、特にA3出入り口の利用状況でございますが、この出口で全体の何割などという数字は把握してございませんけれども、私も事前に現地のほうを確認し、あるいは東急大井町線中延駅が近いということもあって、やはり各出入り口、全体のうち相当数の方がこの出入り口を利用しているのかなという印象を持ったところでございます。

それから、区としてこの出入り口のエレベーターの設置が必要かどうかというところでございますが、法的にはワンルートが確保されている状況でございます。駅全体として、あるいは東京都交通局のほうのほかの駅も踏まえて、非常にこのような駅というものは都営地下鉄に限らず、ほかの駅でも出入り口が地下から地上に出ていますので、東京都としてどう考えるかというところもございまして、利用状況からいって、エレベーターがあれば利便性が高まるというところは、現地を見て感じたところでございます。

#### ○安藤委員

利便性が高まるということなので、ぜひ設置できるような方向で、地元自治体としても頑張っていたきたいと思います。

それで乗降客ですけれども、直近の平成29年度のほうは3万1,000人余ということでしたが、年々増えているようでして、平成25年度には2万8,452人だったそうなのです。ですから年々増えていると。これは都議会の委員会の質疑でもあって答弁があったのですけれども、このA3出口というものは8割程度利用されている。8割がA3出口と。これは都の部長の答弁なのですが、そのようなことで、かなりの方がここを利用するということです。朝の7時半から45分の15分間で1,100人と、請願にも書いていましたけれども、7時半から8時半の1時間の乗降客を15分ずつで区切ってみると、どの15分間でも1,000人を超える人がこのA3出口を通っているということなので、これは朝の時間帯なのですが、かなりの方が利用しているということで、やはりワンルートという話もありました。A4口のほうを私も現地で改めて確認したのですけれども、この写真にあるように、非常に歩道も狭いということもあり、なおかつ高齢者の方にとってはかなり歩くのです。ですから非常に、請願に書いているように、高齢者や障害者の方などにとっては、やはりA3出口にエレベーター、エスカレーターがないと、なかなかこれは大変な状況だということを現地で私も実感いたしました。

ぜひエレベーター設置とエスカレーター設置が必要だと思うのですけれども、これというのはできることなのですよ。財政的な問題だけクリアできれば、別に問題なく設置できるものなのか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

A3出入り口のほうに、ちょっと引きの写真で非常にわかりづらくて申しわけございませんが、交通局が管理をします出入り口のための建物がございまして。その部分にエレベーター、エスカレーターをつ

けるというところは、現地も見ましたが、これは当然目視だけでございますけれども、いろいろ検討しなければいけないところが、もともと建物だけの部分で建てようとする、なかなか技術的には難しいところがあるのかなというところは、現地を見た限りでございますが、印象を持ったところでございます。

#### ○安藤委員

技術的に難しいということですが、区としては技術的に無理だということはないと。設置不可能だということではないことよろしいのか、確認をお願いします。

#### ○鈴木都市計画課長

今申し上げましたように、目視ですので技術的な検証は全くしてございませんので、当然ながら技術的に検証を行うべきは東京都ですので、できるかどうかということは、ちょっとこの場ではお答えできないというところでございます。

#### ○安藤委員

ぜひ、実は幾つか課題があるということをお聞きしておりますけれども、その請願の都議会の中での審査でもあるのですが、さまざまな点は、例えば都市計画道路の線があるという問題や、そこにかからないようにつくるとなるとなかなか敷地が少ないという話もあったり、あるいは現状の階段にエスカレーターを併設するということでは、幅の問題、階段の幅が狭くなってしまいう課題も話されていますけれども、この都議会の委員会の資料、正式に出ている資料の中でも、都も困難とは言っているのですが、不可能とは書いていないのです。その辺はどうなのか。今言ったような課題というものは、区としては特に把握していないということなのか、もう一度お伺いします。

#### ○鈴木都市計画課長

今ご紹介いただいたように、周辺というか、その部分に都市計画道路補助30号線、また国道のほうは放射1号線、都市計画道路が入っているというところは区としても承知してございますが、今ご紹介した公式な資料、東京都の委員会での資料ですが、承知してございませんので、東京都との中身について具体的に可能かどうかというやりとりもしてございませんので、今ちょっとお答えしかねるというところでございます。

#### ○安藤委員

このように、まだ地元の自治体である区と都の、しかもその設置に当たっては30号線という都市計画道路の計画などもかかわってたりするので、ただ、設置されることによって利便性は向上することですから、連携して、ぜひここに設置ができるような方向で、さまざまな議論が必要だと私は思いますし、今の議論を聞いてますます、若干生煮えの状況といいますか、設置に向けて区と都が連携して協議を始めるということは待たれていることだし、必要なことだと思います。都も設置の可能性を模索するために、そういった流動調査、測量なども行っておりまして、ぜひ区として都としっかりとこれから連携をして、協議をしていただきたいと思います。

#### ○たけうち委員長

よろしいですか。要望ですね。ほかに。

#### ○あくつ委員

今、共産党の安藤委員のほうからるご質問がありまして、私どものほうでも東京都議会のほうの請願者の方が同じ、そして請願の趣旨も同じものをご確認させていただき、議事録も拝見をいたしました。紹介議員の方には共産党の議員3人、都議会議員の方が並んでおり、区議会は共産党の議員が並んでお

られる。形も全く一緒です。

それで、先ほど安藤委員が結論の部分についてはっきりとおっしゃられなかったのは私は不可解なのですが、一応東京都のほうでは一定の見解が出ていて、はっきり申し上げれば、確認のために申し上げますけれども「A3 出入り口は東急大井町線中延駅の最寄りの出入り口であることから、当局ではこれまでもエレベーターおよびエスカレーターの設置を検討するため、現地測量や流動調査を行ってきた。A3 出入り口が隣接する国道および区道は将来拡幅予定があり、地下構造物や建屋がこれに支障しないよう設置されている。A3 出入り口へのエレベーターについては、道路拡幅に支障しない部分にある所有地が狭く、現在の用地に設置した場合階段の幅員が半減し、利用者の流動に支障を来すなど構造上の問題があり、さらにA3 出入り口の周囲はビルで囲まれており、これ以上の用地の拡大は難しく、設置は困難である。また、A3 出入り口へエスカレーターを設置した場合、火災対策基準に基づき局が定める避難通路として必要な階段の幅員1.5mが確保できないことから、構造上設置は困難である。」このような東京都の見解は、当然安藤委員もご存じだと思います。

その上で私も地元の議員に確認をさせていただいて、確かに言われてみればこちらのほうにあったほうがいいのは決まっている話なので、先ほど安藤委員からもありましたけれども、ぜひ東京都のほうとこの件については東京都の見解、先ほど安藤委員はあえておっしゃられなかったのかもしれませんが、かなり否定的なご意見が出ていますけれども、ぜひ東京都のほうともこの可能性について協議をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

今、東京都の委員会におけるやりとりということでご紹介いただきましたが、その点についても含めて、区のほうでも、今ご紹介いただいたように、ワンルートは確保されていると、先ほど述べさせていただきましたが、やはり利便性が高まるということは間違いのないところがございますので、東京都のほうに確認させていただきながら、この箇所へのエレベーター設置について協議といいますか、やりとりはしっかりさせていただきたいというふうに感じているところでございます。

#### ○あくつ委員

失礼しました。私、協議という言い方をして大変失礼申し上げたのですけれども、連携をとっていただいて、そこについては確認をしていただきたいということでもあります。

#### ○たけうち委員長

ほかにご質疑はないですか。

#### ○筒井委員

今、拡幅予定があるというお話が出ましたけれども、これ実際拡幅された場合は、逆にエレベーター、エスカレーターの設置は難しくなるのですか。それとも容易になる方向に行くのですか。どうでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

現在の出入り口が、先ほどご説明した第2京浜、またそれに交差する形の補助30号線、その拡幅後のラインを避けた形で建てさせていただきます。基本的には都市計画道路が、仮に事業決定されて今後整備されれば、今都市計画道路内にはそうしたエレベーターの出入り口等は法的にも設置できないということでございます。今の現状、先ほども申し上げましたが、その都市計画路線を避けて、出入り口が今あるわけでございます。そうした状況を見るとなかなか、これは技術的に東京都がしっかり検証していかなければいけないことだとは思いますが、区も連携させていただいて、やりとりはさせていただきます。

れども、先ほどもご紹介ありましたが、エレベーター、エスカレーターをつけていくのは、なかなか現状の用地だけでは困難なところがあるのかなという印象でございます。

#### ○筒井委員

わかりました。ですけれども、子育て中の方、ベビーカーなどを使われている親御さんや、もちろん足腰の悪い高齢者、障害者の方にとってはエレベーター、エスカレーターがあるにこしたことはありませんし、今後更に高齢化が進んでいったときに、基本的にやはり駅にはこうしたエレベーター、エスカレーターの設備をつけることが非常に望ましいと思いますので、今おっしゃられたとおり、技術的には相当難しいかもしれませんが、何とか解消できるような、そうしたご努力と東京都のほうのお話し合いというものをぜひ積極的に進めていっていただきたいと思います。これは要望で終わります。よろしくをお願いします。

#### ○安藤委員

今のところは、この30号線の予定があるということなのですけれども、この用地、30号線の道路は区道の都市計画道路の予定ですが、そこの三角の土地である用地の所有者というものは、今現状どうなっているものなのか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

その隅切り部分のことだと思いますが、その部分については東京都の所有地ということでございます。

#### ○安藤委員

今東京都の用地ということなので、そこに都がエレベーターをつくるために、つくれるかどうかということを検討するために調査を行ったのですが、そこには区道の都市計画があるという構図なのです。この30号線というものの自体が、2015年にも請願が出ていますけれども、私当時も建設委員だったのですが、地元の商店の方々をはじめ、住民の方から要りません、廃止してくださいというような署名が上がったというような運動、反対運動といえば反対運動ですね、が起こっている道路なのです。主に商店の方々は本当に困ってしまうわけです。それで、結果として第4次事業化計画の優先整備路線にも選定されておられませんので、いつつくられるのかという問題もある。整備できるのかどうかということもわからないというような状況だと思います。整備するにしても何十年も先だと。その間、この切実な状況というものを放置することがいいのかというと、私はいいとは思わないです。ですから品川区が東京都と協議して、この計画線はあるにしてもエレベーターを設置するという事は、私は区民の理解は得られると思いますし、必要なことだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

また、あちらこちらで都市計画道路の線があったとしても、建売住宅が建っているという状況はたくさん見受けられるのです。都市計画道路の線があると、このエレベーター、これはつけれないという法的な根拠というものはあるのかなのか伺いたいと思いますし、またそうした例というものは、区内に限らずほかはないのか伺いたいと思います。

#### ○長尾建築課長

都市計画道路内への建築制限の件につきましてお答えさせていただきます。

都市計画法の第53条の中で、計画道路等の都市計画施設の中に建築する場合に関する制限がございます。計画道路におきましては、現状ですと建物ですと3階建てまで、地上10mの高さまでということで、あと地下の構造物等につくれなくていいところが制限になっておりまして、その一定の制限の中で建物を建てていただいているということが、現状の第53条に基づく許可の運用状況になっております。

### ○鈴木都市計画課長

今委員のほうから、過去この30号線について廃止、中止の声が出て、その結果第4次事業計画の中には入らなかったというお話がありましたが、第4次事業計画につきましては東京都、各区一緒になって、まず優先的に整備を進めるべき路線を決めて、その中に入らなかったということでございます。

今所管のほうで道路内の建築制限についてご説明差し上げましたが、基本的には通常の建物であればある一定程度は都市計画道路内に許可を受けて整備できるというところでございますけれども、どうしても今回地下構造物が伴うというところで、先ほどのご紹介の中にはなかなか困難さがあるというところがあったのかというふうに認識してございます。ほかの委員からもご紹介いただきましたが、区としては連携をして、東京都と協議を進めていきたいというところでございます。

### ○安藤委員

第53条の紹介はあったのですけれども、何というのでしょうか、都も困難と書いているのです。不可能と書いているわけではないのです。私が伺ったのは、地階を有しないことと書いているのですけれども、エレベーターというものがつくれないという法律的な根拠はあるのですかというか、その法律の内容を説明してほしいのですが、そこはちょっとしっかりとお知らせいただきたいと思います。

それと、第4次事業化計画の優先整備路線の選定の話がありましたけれども、何というか、地元の地域の声などを全く踏まえないで選定されていくという、それ自体が私はおかしいことだと思います。ですから、ちょっとそれはおかしいということを言いたいと思います。

### ○長尾建築課長

都市計画道路内に仮にエレベーターをつくる、つくろうとした場合、こちらの中延駅の場合ですと、当然地下の駅にエレベーターを通過させるということは、地下の構造物をつくるということになりますので、都市計画法の第53条の許可要件に合致してこないということになりまして、つくれないということになります。

### ○安藤委員

その辺はなかなか厳しいということなのですね。

エスカレーターかエレベーターということであります。エスカレーターですけれども、私はエスカレーターをつけたらいいのではないかと。しかし、先ほど他の委員からご紹介された東京都の今の回答によると、必要な階段の幅員1.5mは確保できないというようなことも書いております。しかし、いろいろ困難という話はあるのですけれども、困難だからこそ、その困難をどう解決できるかということに知恵を絞って頑張るのが区ではないかと私は思うのですが、1人乗りのエスカレーターというものがあります。大崎駅にもありますが、それは115cmぐらいなのです。現状はこの階段は幅員2.8mの階段なので、ここに設置したとしたら、都が言っている1.5mが十分確保できると。ただ、すごい人がここを通ってくるので、それでいいのですかという問題はあるかもしれないですけれども、例えばピーク時の時間帯には下り運行にするなど、運用の工夫でこういった混雑にも対応できるのではないかと。だからエスカレーターの設置というものは現状でも可能なのではないかと思うのですけれども、区のお考えがあればお伺いします。

### ○鈴木都市計画課長

現地を私は見てまいりましたが、やはり狭小敷地ということで、エスカレーターには合わせて避難用として階段をつけなければいけない。その階段が1.5mだとすると残り1.3mというところがございます。1人乗り用のエスカレーターは確かにございますので、それが、恐らくそのタラップというか、

乗るところの空間だけを捉えれば設置が可能ということですが、当然ながら整備に関しては、それ以外に施工範囲といいますか、必要な幅というものは当然出てきますので、そうしたところが可能かどうかということは、東京都がしっかり検証していただくというところかなと。今ご紹介いただいた、やはり細い1人乗り用のエスカレーターを設置すれば、ある意味今の階段の幅が確保できずに、朝のラッシュ時にどういった影響を与えるかということも含めて、これは東京都がしっかり検討いただくことですが、その検討の中において、区も一緒に連携をして、先ほどから申し上げているとおり、東京都には話をしていきたいというところでございます。

#### ○たけうち委員長

よろしいですか。ほかにご質疑はよろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず平成30年請願第21号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

#### ○大沢委員

利用者の利便性を向上するための取組みとして、さまざまなものの1つにエレベーター、エスカレーターの設置を求めるとい声は請願として出てきておりますけれども、この駅の利便性を増すことについては、都との協議というか、やりとりをしていくということで、これ非常に前向きな今後の姿勢を感じることができましたことから、これは今後の成り行きを見ていきたいということで、継続でお願いしたいと思います。

#### ○あくつ委員

継続でお願いします。

#### ○安藤委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。ぜひ設置できる方法はないか、今回区で知恵を出す機会を持ってほしいと思います。

#### ○松永副委員長

継続でお願いします。

#### ○たけうち委員長

どうぞ理由を言ってください。

#### ○松永副委員長

理由を述べさせていただきます。まず、今後のことも考えますと、エレベーターやエスカレーターなどの設置をすることによって、バリアフリー化を進めることはとても大切なことだと思っております。そこで、この請願に書かれているA3出口へのエレベーター・エスカレーターの設置についてですが、先ほどの質疑の中でもありましたように、物理的に難しいと理解しております。しかし、乗降客や今後のことも考えますと、A3出口を利用される方は約8割を超えておりますので、ぜひ東京都と今後協議をしていただき、それから議論をし、決めていかれることが望ましいと考えまして、この請願については継続とさせていただきます。

#### ○筒井委員

私は、先ほど課長からご答弁ありましたとおり、都と協議や話し合いをされていくということで、

その都との話し合いの内容を、引き続きその推移を見守っていきたいと。それでまた議論していきたいということで、継続をお願いします。

#### ○たけうち委員長

それでは、本日のところ継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年請願第21号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

#### ○たけうち委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

---

(5) 平成30年請願第22号 コミュニティバスの運行を求める請願

(8) 平成30年陳情第20号 コミュニティバスの運行を求める陳情

#### ○たけうち委員長

次に、(5)平成30年請願第22号 コミュニティバスの運行を求める請願、および(8)平成30年陳情第20号 コミュニティバスの運行を求める陳情を一括議題に供し、採決はそれぞれ行います。

平成30年請願第22号については初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

#### ○たけうち委員長

朗読が終わりました。

それでは、本請願・陳情に関しまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

まず運賃のことについて書かれておりますが、来年度から会議体をつくって検討ということで、この間区からも、このコミュニティバスの導入に向けて動いているという報告が出ているわけなのですが、この運賃については、コミュニティバスという性格からいって、やはり低額にし、シルバーパスも使えるようにということは、私はもっともだと思って、やはり利用しやすいということになりますし、しかもお年寄りの方というものはシルバーパスでどんどん外出をできるような、気軽に外出できるようになるということが区の事業の活性化にもなるし、本人の健康づくりにとってもいいことだし、本当にいいことだと思うのです。私はこの書いているとおり、そうすべきだと思うのですけれども、区はそれぞれどのように考えているのか、またどのように検討していくお考えなのか、伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

コミュニティバスの導入につきましては、今ご紹介いただきましたように、さきの第3回定例会一般質問の中でもご答弁差し上げましたとおり、来年度からしっかり検討してまいりたいというところがございます。

今、ご質問の中にもいただきました料金、あるいはルートも含めてですけれども、そういったところについては運行ルートの検討、事業採算性もあわせて、幅広い視点で検討はしていきたいというところがございます。

それから、どういった形で検討を進めるのかというところもご質問いただきましたが、質問のご趣旨としては、検討会議体のことでよろしかったかと思うのですけれども、会議体につきましては平成26



年に設置しております地域交通検討会、この会議体を活用しながら、基礎的なことを含めて整理しながら、来年度から検討を進めていきたいというようなところでございます。

#### ○安藤委員

料金、ルートも含めてこれから検討ということなのですが、検討をするに当たって、やはり区がどのように考えているのかということは、私は重要な点だと思いますし、丸投げというわけにもいかないと思うのです。今の時点でどのように考えているのか、伺いたいと思います。

それと検討会のほうはこれから聞こうと思っていたのですが、その前にちょっとごめんなさい。料金を低額にすべきということ。私もそうあるべきだと思うのですが、これについての区の考えは、現時点でどうなのか伺います。

#### ○鈴木都市計画課長

まず料金のほうからお話しさせていただきますが、先ほどもご説明しましたように、ルート、あるいは事業採算性というところでございますけれども、例えばでございますが、この請願にもあり、さらに先ほども委員のほうからご紹介いただきましたけれども、シルバーパス、このシルバーパスにつきましては、基本的には東京都の条例でどういったものに対してこのシルバーパスが使えるかという、これはもう条例のほうで規定されてございます。その条例の中では、基本的には民間の路線バスについて申請に基づきシルバーパスを発行するような仕組みでございます。個別にこのバス路線について活用できるかどうかという仕組みは、今制度上はできていないところで、その条例上も、コミュニティバスについては対象外というところは明確にうたわれているところでございます。そうした既存の枠組みなどを総合的に勘案して、来年度以降しっかり検討していきたいというところでございます。

それからあと、導入するに当たって区の基本的な考え方でございますが、これも第3回定例会でご説明しましたけれども、例えば鉄道、バス等が区民の生活には本当に必要不可欠なインフラだというようには認識してございます。これはこれまでも長きにわたって区のほうでも協議、あるいは調整させていただきながら、非常に充実しているところでございます。ただ一方では、やはり一部地域の道路が狭いなどの要因から、バス停が遠い地域もあるというところでございまして、やはりこうした民間の交通手段を補って、さらなる利便性を高めていくということが1つの視点なのかというところでございます。こうした地域公共交通を利用することによって、歩いたり、あるいは自転車、あるいは結果として地域の活性化、あるいは移動しやすい手段、そういったところを総合的に支援していくということが基本的な考え方でございます。今現在の考え方でございます。

#### ○安藤委員

シルバーパスのところについては、コミュニティバスについての23区調査というものをやると、シルバーパスを使っているところがあるのです。それはもしかすると、厳密に言えばコミュニティバスということではないかもしれませんが。ただ、コミュニティバスを走らせていますかという調査をすると、そのシルバーパスも使えるコミュニティバスを走らせているところは都内に幾つもあります。ですから、私も研究不足なところはありますけれども、シルバーパスも使えるコミュニティバスも私は可能だと思いますので、そこは余り固定的に捉えないで、いろいろな可能性を検討していただきたいと思います。

それと、基本的な考え方というものはもう随分と何度もご答弁いただいているので、承知しているつもりなのですが、先ほどの、料金にかかわって言うと、事業採算性という言葉が何度も出てくるのですが、その事業採算性というものを料金と絡めて考えてしまうと、どうしても料金というものは上がってしまうのではないかと。それというのは区民にとってどうなのかと私は思うのです。共産党とし

ましては、さきの第3回定例会で質問した際に、高齢者や障害者、18歳未満を無料にと。それ以外は100円程度の低廉な料金にするようにということを会派としては求めたのですけれども、やはりなぜこの場で事業採算性という言葉が何度も出てくるのかと。私は、例えばほかの事業で、緊急通報システムなど福祉の事業があるときに、採算性を考えてやるということは普通ないですよ。何でコミュニティバスに限って、採算性、採算性と唱えられるのか、私は少しおかしいのではないかと。なぜコミュニティバスの採算性にこだわっているのか。前回の委員会の質疑の中でも、区の役割ということで課長が答弁していますが、事業者は、それは採算のことを考えるでしょうと。しかし、区というものはそれを補完する、そういった役割もあるのだということもおっしゃっていました。ですから、そうしたことを考えると、殊さらに事業採算性を課題にするのは民間に任せればいいのではないかと。このコミュニティバスというものは、採算をとることが目的ではなく、やはり区民の生活向上、そして移動する権利をしっかりと保障するという観点から必要な事業なので、そこはなぜなのか伺いたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

委員おっしゃるとおり、民間のバス会社であればまず事業採算性、売り上げを第一優先に考えるわけでございます。区がこうした導入に向けての検討を行う場合というものは、さまざまな視点で検討していかなければいけないわけでございますが、頭から事業採算性を外して検討するというのではなくて、私が申し上げているのは、やはり税金を投入して、いろいろな各区の状況を見る中で、赤字でそこを補填している区もございます。一方では一定程度そのスキーム、枠組みの中では有効に、ほかの赤字のところが無効でないとは言いませんが、採算をとっている区もあり、いろいろなケースがございます。やはりそこは事業採算性という視点をバスの運行、状況によっては民間と協定を結ぶ等でやっていただく、あるいはどういったやり方があるかということもこれからですが、その中でこの視点を抜きにして進めるということは、当然ながらあり得ないわけございまして、そうした視点も含めながら、しっかりと総合的に検討していきたいというふうに申し上げているところでございます。

#### ○安藤委員

その視点だけが突出しないようにといたしますか、その視点を強調する余り、このコミュニティバスの本来の目的というのですか、それを外さないように、しっかりその辺は気をつけていただきたいと思えます。

その会議体の話で、先ほど平成26年設置の検討会を活用しながらという話もありましたけれども、あの検討会というものは今開店休業状態ですが、これを再開することなのか。そもそもこの会議体の目的というのは何を検討していくのかということも含めてもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

#### ○鈴木都市計画課長

平成26年度設立当時の会議体の目的でございますが、コミュニティバスに特化して、そのあり方、導入について検討してきたわけございまして、さまざまな現在の区内の地域公共交通について議論をしていただいて、例えばバス停のバリアフリー化など、そうしたところを事例を挙げながら、その会議体の中で検討、あるいは意見交換をしてきたというところでございます。この会議体を使って、来年度以降まずは検討を進めていくわけございまして、先ほど申し上げた、例えばルートを選定だとか、あるいはどういった枠組みで行っていくか、あるいは区内の道路状況、どうなっていくかも含めて、基礎的なところから始まって、最後どういったところを、それが来年度、単年度のみということではございませんが、数年かけてしっかりと検討していきたいというところでございます。これ行く行くは法定会

議、導入する場合の法定会議体もございますので、おおむねそのメンバーは同じメンバーになりますが、しっかり国の運輸局と交渉していく中では、そうした法定会議体への移行が必要になってきますので、そうしたところもしっかり行っていきながら検討を進めていきたいというところでございます。

#### ○安藤委員

やはりこの請願にありますように、区民の生活の実態といいますか、コミュニティバスに求めているもの、しっかりこれを反映させていくような検討にしていけないといけないと思います。そういう点で現状での検討会をそのままということなので、検討メンバーについて改めて誰が入っているのか、そしてそれに加える考えはあるのか伺いたいと思います。そして私は、例えば各地域から満遍なく複数の公募の区民の参加というものも、しっかりと区内にある交通不便地域、駅からの距離だけにとどまらない、暮らしている方々や各地域からのニーズをくみ上げる点でも、八潮地域、品川地域、大崎地域というようになるのかはわからないのですが、各一定のエリアそれぞれから満遍なく、複数の公募区民の参加というものが必要だと思うのですが、あわせていかがでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

地域交通検討会のメンバーについてでございますが、現在学識が2名、それからバス事業者、タクシー事業者、それから住民または利用者の代表の方、それから交通管理者、道路管理者、区の職員が入っているところが、今の会議体でございます。それから法定会議体、こちらは地域公共交通会議という名称になりますが、おおむね今ご紹介した学識、あるいは交通事業者、区民の方、交通管理者、道路管理者等々となっております、メンバーはほぼ同じでございます。運送事業者、区民の方、タクシー協会、道路管理者、交通管理者、あと必要に応じて。学識等も含めてですね。そこには当然区民の方も入っていただくと。区民の方にこういった形で入っていただくかということころは、しっかりその会議体へ移行していく中で検討していきたいというところでございます。

#### ○安藤委員

現状はわかりましたけれども、先ほどの説明でも住民、区内団体の方という紹介がありましたが、1名か2名ですね。何というのでしょうか、それでは今の区長選挙の大きな争点にもなったような、区民に大注目されているコミュニティバスの検討に当たって、余りにも住民参加が弱いと指摘せざるを得ません。先ほど私が言ったような、各地域から満遍なく複数の公募区民の参加というものが必要だと思うのです。このようなものはやるべきだと思うのですが、いかがでしょうかということをもう一度お伺いしたいと思います。

あわせてこの内容です。このルートの検討についてなのですが、この会議体で検討するにしても、検討のための基礎資料というものは必要だと思うのです。これまではバス停や駅からの半径というような資料が出ていました。それが不必要とは言いませんけれども、やはりこの請願に書いてあるように、要望の強い区役所をはじめ公共施設であったり、病院であったり、主要な商店街、斎場や大型スーパーなども書いてありますが、このようなところに区民は行きたいのです。行きたいのだけれども行けない。交通の便が悪くて行けないということだと思うのです。ですから、区民ニーズが高い行き先、今述べたようなそれぞれについて、ニーズが高い行き先にアクセスしているバス停や鉄道の駅の位置、距離というものがどうなっているかという、このような基礎調査が必要なのではないかと。また、それがわかったとしても、そこにどの地域から行きづらいのかという、それぞれの行き先と各地域との結節状況、ネットワーク状況など、これまで出してきた資料の延長線ではない、行き先との関係での調査というものが私は必要だと思うのですが、この点はいかがということをお伺いします。

### ○鈴木都市計画課長

会議体への区民参加につきましては、こういった形で区民の方にご参加いただくかということはいっしょに検討していきたいというところがございます。それから、あわせてやはり検討、あるいは実施に向けて進んでいく中で、区民の方の声というものをこの計画を進める上でしっかり反映させていきたいというところがございます。

それからルート等のところがございますが、その会議体において検討いただくための準備、資料づくり、これはいろいろ本当に断片的なところではなくて、しっかりご議論いただくように準備をして、よりよい形に進んでいくように、ご議論が活発になるように、区としてもしっかり準備をして取り組んでまいりたいというところがございます。

### ○たけうち委員長

安藤委員、まとめてください。

### ○安藤委員

しっかりここに書かれていること、請願の内容というものはやはり区民の願いを書いているとすごく思うのです。これはやはり議会としても、検討を来年度から始めるということなので、それに向かって大事なことが書いてあると思うので、ぜひ採択してより充実した検討ができるようにしていくべきだと思います。

最後、ごめんなさい、1点だけ。これで終わりにしますけれども、行き先との関係との調査、しっかりといろいろな調査をしていきたいということなのですけれども、やはりごめんなさいね、私が言ったような調査というものは必要だと思うのです。自分で言うのもなんですけれども。行き先との関係での調査というものはしないと、その行き先と各エリアとの位置関係、ネットワーク関係、そういうもの、行き先との関係での調査というものはどうしても必要だと思うのですが、その点についてもう一度お伺いします。

### ○鈴木都市計画課長

今ご紹介いただいた内容も含めて、しっかり検討していきたいというところがございます。

### ○筒井委員

まず確認なのですが、品川区としては地域公共交通会議等々で想定外の出来事がない限り、品川区としてコミュニティバスを運行させるという方向でよろしいのでしょうか。

### ○鈴木都市計画課長

基本的には実施していく方向で検討していきたいですが、まずはこういった枠組み、あるいはそういった事業採算性を含めて、ゼロベースというわけではございませんけれども、導入を見据えておりますが、やはり基礎的なところから積み上げていきたいと思っております。

### ○筒井委員

地域公共交通会議でいろいろとお話しされることだと思うのですが、まずこのコミュニティバスは完全に区営でやっていくのか、それとも民間委託でやっていくのか、その辺の方向性は今の程度お考えなのでしょうか。

### ○鈴木都市計画課長

そこもしっかり検討していく予定なのですが、ほかの自治体の今までの事例を見ますと、区営でやっているということは余り、やはりノウハウ等もございますし、交通安全、バスの安全性の問題などと

いったところから、区が直営でやるということは、今のところないかなと思いますけれども、いろいろな視点で検討はしていきたいとは思っております。

#### ○筒井委員

わかりました。事業採算性というお話も出ております。この間も報道で、もう既に都営バスや民間のバス会社で運転手の人手不足というものが起きておるようです。その場合、かなり人件費というのものもある程度上げていかないと、なかなか民間委託するにせよ、運転手を集めるにせよ、ある程度人件費は高めていかなくてはいけないのかとも思っておりますので、単純にコミュニティバスを走らせるだけでは、やはり赤字だとか、事業採算性が合わないとかいう批判も出てくると思うのです。それはコミュニティバスを運行させることによって、例えば電気自動車でコミュニティバスを走らせるということになると、地域センターにも今後充電スポットをつくられるというお話ですけれども、電気自動車のバスだと防災にも役に立つことですし、環境に配慮しているということで品川区のPRにもなる。また、区内企業の広告を載せたり、品川区のシティプロモーションのラッピングなどもやってもいいかとも思うのです。いろいろアイデアやお考えはあると思いますけれども、ただ漫然とコミュニティバスを走らせるだけではなくて、走らせることによって、今言ったように防災や環境、シティプロモーションなど多分野にわたって効果があるようなものにしていったらいいのかなと思っておりますが、その点品川区としてはいかがお考えでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

今ご紹介いただきましたように、やはりいろいろ、この段階でも調べてみますとコミュニティバスの運行経費、約3分の2以上が人件費というところで、非常に大きいということは聞いてございます。今ご紹介いただいたように、まずは導入目的としては、導入の方向性としては、先ほどご紹介しましたように、やはり地域交通が不便なところにまず走らせていきたいというところがございます。それにプラスアルファして、今ご紹介いただいた、そうしたプラスアルファといいますか、検討していく中で、経費削減として車両の小型化や維持管理費の削減、あるいは路線ごとの、これもまた具体的な話になりますが、その路線数や曜日での増減、そうした、あるいは今ご紹介いただいた広告による増収とっていいかどうかあれですけれども、そうしたところを加えて多角的に検討していきたいというところは考えてございます。

#### ○筒井委員

地域公共交通会議の人選についてなのですけれども、やはり今までの地域交通検討会がベースですと、ちょっと人数が足りないのかと思っております。特に今までの地域交通検討会ですと、町会の場合は町会連合会の会長だけしか参加されていないようですけれども、このコミュニティバスという性質上、やはり品川区の13地区から代表を出して参加していただくことや、また、適宜区民アンケートやパブリックコメントというものをやっていかれて、幅広い区民のお声を聞いていったほうがいいかなと思っておりますが、その点いかがお考えでしょうか。

#### ○鈴木都市計画課長

地域交通検討会と、後に移行する法定会議体での、特に区民の方の参加の仕方については、平成26年に設置して、一定程度時間もたってございますので、この会議体を基本に、まず来年度検討を開始したいところですが、そうしたメンバー、特に区民参加について、そこも含めて、あるいはその移行後の会議体の区民の方の参加についてもしっかりと検討しながら行っていきたいというところとあわせて進めていく中では、やはり当然ながらパブリックコメントや、あるいはそうした区民の方の声をどのような

形でお聞きしていくかということも含めて、しっかり検討していきたいというところでございます。

#### ○たけうち委員長

よろしいですか。ほかにご発言よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年請願第22号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

#### ○大沢委員

継続でお願いしますが、ちょっと一言だけ。実はこれ非常に導入に関しては時間を割いて、慎重な議論をしながら進めていくという認識で私はおったのですけれども、ずっとここ数年、何かなし崩し的に進んでいる感がどうしても否めない。その中には他区がやっている、他自治体がやっているからとか、時流の中での雰囲気を感じてならないのですが、1回これ路線を走らせてしまうと、やめることはなかなかできないものですから、いろいろな課題もあると思いますけれども、そのところはしっかりと、先ほど来お話に出ているように、100円バスなどいろいろな名前、名称がありますが、採算性はある程度考えてやらないと、確かに利便性の向上はいいのですけれども、やはり赤字が出れば、その補填を賄っていくのも税金でありますから、そのところはしっかりと念頭に置きながら、しっかりとした費用対効果、税の使い道についてはしっかりと念頭に置きながら、このコミュニティバスの議論を深めていっていただきたいと思います。

#### ○あくつ委員

継続ですが、一言意見を述べさせていただきます。

以前の建設委員会でも申し上げましたが、先ほど自民党のほうからもお話のあったとおり、他区と比べて、品川区がコミュニティバスをやらないから最低であると、このような議論が他会派から何年間もありました。このおかげで非常にやりにくかったのですけれども、私どもの耳にも、やはり他区、近隣区でもコミュニティバスをやっていますので、導入をしてほしいというお声はたくさんいただいています。その上で私どもの会派で、まずこの法定の地域公共交通会議というものを設置して調査をしてみたらどうだというご提案をさせていただいて、区のほうでは法定ではないけれども、地域交通検討会というものをつくっていただいたのですが、2回開いて3年間とまっていたという事実もあります。その中で動き出したということで、先ほど採算性のお話もありましたが、当然採算性については、これは議論すべきだと思います。ただ、採算性のみで決めるということは、先ほど課長もおっしゃっていませんけれども、我々はずっと言っているのは、やはり高齢者であったり、障害者であったり、路線がないからというだけではなく、福祉目的でこのようなお声があるということも含めて、全てバランスを見てお願いをしたいということを申し上げています。先ほど細かいことはこれから、来年度この中で検討されていくということでしたけれども、走っていないところにだけ走らせるということであれば、それは恐らく区民は納得はしないであろう。私はこのように感じています。ですから、福祉目的、そういったところもしっかりと検討の俎上に載せていただいて、必要なところ、またニーズのあるところ、当然空気を乗せて走っても、これは仕方ありませんので、きちんと乗る方がいてニーズがあるところ、これをしっかりと選定していただきたい、このように考えております。

#### ○安藤委員

本日結論を出すで、採択でお願いしたいのですけれども、やはりコミュニティバス導入ということは、切実な区民の暮らしの実態から出てくる声なのです。これをやはり、さまざまな地域でさまざまな会派の方もそういった声も聞いていたと思いますし、それが今回区長選挙での議論もありましたが、大きく結実したと。やはり世論と運動の結果だと私は思っております。決してニーズがないところにそういった要求は出てくるものではございませんので、非常にそういった意味では大事に具体化していきたいと思っております。

この請願については、ここに書いてあることは非常に実効性ある、コミュニティバスを実現させるに当たっては必要な内容だと思いますので、私は採択ということでお願いします。

#### ○松永副委員長

我が会派は、継続とさせていただきます。理由は前回と同様で、今後関連団体などと地域交通検討会で既存路線との競合などの議論を検討されていくということでしたので、その検討会の動向を見て、今後について考えていきたいと思っておりますので、この請願に関しては継続とさせていただきます。

#### ○筒井委員

継続でお願いします。理由としましては、来年度からの議論の推移をしっかりと見守っていききたいということです。継続でお願いします。

#### ○たけうち委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年請願第22号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

#### ○たけうち委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

次に、平成30年陳情第20号の取り扱いについて、ご意見を伺いたと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言願います。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

#### ○大沢委員

自民党・子ども未来、継続でお願いします。

#### ○あくつ委員

継続でお願いします。

#### ○安藤委員

本日結論を出すで、採択ですが、コミュニティバスの運行をしてくださいという内容なので、採択していただきたいと思います。

#### ○松永副委員長

継続とさせていただきます。

#### ○筒井委員

継続でお願いします。

#### ○たけうち委員長

それでは本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、

まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年陳情第20号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

### ○たけうち委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

---

## 2 報告事項

(1) 専決処分の報告について（報告第23号）

(2) 専決処分の報告について（報告第24号）

### ○たけうち委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

(1)専決処分の報告について（報告第23号）および、(2)専決処分の報告について（報告第24号）を関連するものとして、一括議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

### ○多並道路課長

私からは専決処分の報告について、報告第23号および報告第24号について、一括して事前に配付されております資料に基づき、ご報告させていただきます。

まずは報告第23号です。地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、区道上の街路樹の枝の落下による乗用車の破損事故に伴う損害賠償額の決定について、平成30年11月14日に専決処分をいたしましたので、同条第2項に基づき、本議会にご報告するものでございます。

事故の概要ですが、平成30年6月11日、品川区西五反田四丁目9番先の区道、かむろ坂通りになりますが、この道路の街路樹の枝が強風により落下し、路上にとまっていた乗用車のボンネットを破損したものでございます。本件の事故は、区が管理する街路樹の枯れた枝が折れて落下したことが原因であります。区に過失があり、ボンネット等の修理費用9万7,786円を損害賠償額としたものでございます。

なお、相手方につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、報告第24号ですが、同じく地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、区道で起きた自転車の破損事故に伴う損害賠償額の決定について、平成30年11月14日に専決処分いたしましたので、同条第2項に基づき、本議会にご報告するものでございます。

事故の概要ですが、平成30年10月10日、品川区西五反田二丁目5番先、JR五反田駅付近の区道でございますが、この区道を走行していた自転車が、老朽化により破損していた集水ますのふたに接触し、自転車の後輪等が破損したものでございます。本件の事故につきましては、道路にある雨水等を排水するための集水ますの金属製のふたが老朽化によって破損していたことが原因でございます。区に過失があり、自転車の修理等費用の1万3,915円を損害賠償額としたものでございます。

なお、相手方につきましては、資料に記載させていただいたとおりでございます。

いずれの案件にいたしましても、今後このような事故がないよう、より細心の注意を払いながら維持管理に努めてまいります。大変申しわけございませんでした。

### ○たけうち委員長



説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○大沢委員

報告第24号で、これ「同車の後輪等を破損した」ということで、損害賠償云々かんぬんで修理費等という、「等」には何が含まれるのですか。

#### ○多並道路課長

まず後輪、後ろのタイヤのパンクした修理費用と、あとスタンドが破損したということです。それ以外に、この方は自転車で通勤されている方で、その修理に1日かかってしまった関係で、その関係での代替の交通費用も含めてということで、この方が碑文谷から通っている方でしたので、そのバスの費用と電車の費用ということで、合わせて1万3,915円となっているものでございます。

#### ○安藤委員

報告第23号のほうですが、当日の風速というものはどれぐらいだったのか。現場の検証のようなものをしたと思うのですけれども、その状況から、なぜ街路樹が強風に耐えられなかったかなどの原因というものは判明したのでしょうか。伺いたいと思います。

あと報告第24号は、こういったことで今回はパンクだということなのですが、歩行者や自転車の転倒、けがなどにつながる可能性もあるのかと思うのですが、同様の箇所がないかという点検の体制というものはどうなっているのかお伺いします。

#### ○多並道路課長

まず報告第23号のほうのかむろ坂の件でございますが、こちらは当時の気象庁のデータということなのですが、風速9.4mということでございました。当日、やはり少し我々としても気をつけなければいけない風だなと思っていたぐらいの風でしたけれども、ただ注意報や警報が出るような風ではなかったというところです。

それで原因ですけれども、今回の原因は、落ちた枝の確認をしたところ、枯れている枝が上に引っかかっていた状態であったと思われまして、それが風で、今回のこの9mぐらいの風でそれが落ちこちてきたということが原因だと判断しておりますので、今後の対応といたしましては、やはり剪定作業や、あと定期的な点検の中で、そのようなことがないかということで、点検を徹底していきたいということで、我々としては行っていこうと思っています。

もう一つの報告第24号のほうでございますが、やはり今委員のご指摘があったように、今回は集水ます、網目になっているような集水ますですが、要するにさびで欠損して、そこにはまり込んだ形です。約1cmないし2cmぐらいの溝ができて、そこにタイヤが挟まった形です。一般的な大きな自転車だと大丈夫だったので、今回スポーツタイプの自転車だったということで、それがちょうどはまり込むような大きさだったということが原因でした。

ただ、このようなことが今後ないようにということで、この日、事故のあったその日からすぐ、全体的に区内の集水ますについては緊急点検し、また今後も巡回のパトロールの際は、路面だけではなくて、集水ますについても点検していくということで、重層的に点検しようとしているところでございます。

#### ○たけうち委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

#### ○筒井委員

この2件とも、過失というのは区の点検義務違反によるものだという、そういった意味で過失と

おっしゃったのでしょうか。

**○多並道路課長**

今委員のご指摘のとおり、我々の今までの事例と、あとは契約されている保険会社といろいろなほかの過去の事例などを勘案して協議させていただいて、ご本人と示談した結果、やはり区のほうが全体的に過失があるということで、このような結果となりました。

**○たけうち委員長**

いいですか。ほかによろしいですか。

それでは、発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

**3 その他**

**○たけうち委員長**

最後に予定表3のその他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、建設委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○たけうち委員長**

それでは、いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について終了いたします。

そのほかで何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○たけうち委員長**

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、建設委員会を開会いたします。

○午後 2時31分閉会